

2021

# 会報 行政とやま



富山県行政書士会



Facebook



86

ホームページ



# 目 次

1. 新年の挨拶	富山県行政書士会会長	大塚 謙二	1
	富山県知事	新田 八朗	3
	日本行政書士会連合会会長	常住 豊	4
あけましておめでとうございます			6
2. 事業報告			
○令和2年度総務部事業実施報告	総務部長	大岩 隆哉	10
○令和2年度法規部事業実施報告	法規部長	川西 孝昭	12
○令和2年度企画研修部事業実施報告	企画研修部長	久郷 巖	13
○令和2年度広報部事業実施報告	広報部長	飯野 道子	15
○申請取次行政書士管理委員会報告	委員長	大岩 隆哉	18
○令和2年度行政書士試験実施報告	試験場責任者	村田 寛司	19
○令和2年度特定行政書士法定研修考査実施	考査責任者	川淵望梨子	20
○封印管理委員会事業実施報告	委員長	奥村 茂範	21
○70周年記念事業特別委員会事業実施報告	委員長	伊井 恵子	23
○日本行政書士会連合会と中部地方協議会各単位会との連絡会報告	副会長	寺井 和弘	24
○高岡法科大学・学生向けの行政書士セミナーを開催			25
○観光事業者等に向けた研修会			25
○富山県外国人材受入サポートセンターの設立にあたって	企画研修部長	久郷 巖	26
3. 支部だより			
○富山支部	支部長	澤田 智	27
○中新川支部	支部長	新鞍 隆司	29
○下新川支部	支部長	中田 哲二	31
○高岡支部	支部長	寺井 和弘	32
○射水支部	支部長	松本 英樹	33
○砺波支部	支部長	三輪 等	34
4. 会員のひろば			
○10年を省みて	富山支部	久郷 巖	35
○自筆証書遺言書保管制度	中新川支部	新鞍 隆司	36
○エジプトと富山県の観光共通点	下新川支部	飯村 芳雄	39
○王国への申請取次 生涯の仕事	下新川支部	宮崎 寿朗	40
○10年目に思うこと	高岡支部	穴倉 明子	41
5. 新入会員紹介(3名)			
	富山支部	中崎 和久	42
	富山支部	千田 隆之	42
	中新川支部	堀田 潤	42
6. 会員の異動			43
7. 事務所訪問	広報部	藤田 勝久	45
8. 県政連だより	富山県行政書士政治連盟会長	星野 克己	46
9. コスモス通信	コスモスとやま支部長	森田 幸	47
10. 事務局だより			49
11. お知らせ			
○Go To キャンペーンについて聞かれたときのヒント!			51
○Facebook ご覧いただけましたか?			53
○ホームページにて各支部の研修日程をご確認ください			53
○行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章の取扱いについて			54
○会費の納入について			54
12. 70周年記念式典及び令和3年度定時総会開催日のお知らせ			55
13. メールアドレス登録のお願い			55
14. 年齢早見表			56
15. 原稿募集について			57
16. 編集後記			57
17. 表紙の写真			58

# 新年のごあいさつ

富山県行政書士会

会長 大塚 謙 二



新年明けましておめでとうございます。

会員みなさまには令和3年の輝かしい初春を気持ちも新たにお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より、本会の事業運営に温かいご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、わが国では昨年1月、新型コロナウイルス感染者が初めて見つかり、その後も感染拡大が続いたことにより5月連休前の4月末には全国で緊急事態宣言が発令されました。こうしたことで、人や物の移動制限が行われたことは日本経済に重大な傷跡を残しました。6月から少しずつ制限解除が実施されましたけれども、その回復にはほど遠く、すべての国民に対する定額給付金支給、持続化給付金制度や家賃支援制度、Go To トラベル、Go To イート等々の矢継ぎ早の対策でも、日常を取り戻せない環境にあります。

世紀のイベントであった第32回夏季東京オリンピック、東京パラリンピック開催も延期になり、本年こそはと政府や大会関係者が意気込んでおり開催の対応に余念がありません。また、昨年9月には、新しく日本に菅義偉新政権がスタートし、現在、その手腕は未知数としながら手堅い政権運営を行っているとの評価を得ている向きもありますが、ここでもコロナ禍の影響が見られるようです。世界に目を向けると、昨年11月には世界が注目するアメリカ大統領選挙が実施され、トランプ氏に代わり民主党のバイデン氏が新しくアメリカ大統領に当選し、世界のリーダーが不在と言われている混迷する時代に一石を投じてくれるのではないかと期待する声が出ています。今この時、世界の中の日本として、多くの国の立場の違いを乗

り越えて私たちには共に議論を深めることが大いに求められているといえます。

こうしたなかで、私たちを律する改正行政書士法は、本年6月4日施行を予定しており、次年度本会総会にて改正法の趣旨に沿って必要な会則改正を行うことにしています。すなわち、行政書士会による注意勧告に関する規定の新設部分に関し、本会会則に補充させていただくものであります。これを機に、私たちは、より一層の研鑽を積むことにより行政書士の資質を高めていくことが求められています。

他方で、本会における事業活動ですが、昨年の定時総会でみなさま方にご承認いただきました議案に沿って活動を展開してまいりました。

第一の「前年度からの継続事業」のうち、先ず、新規入会者の拡大を目的とした各種教育機関との連携・関係強化では、総務部と広報部が協力して高岡法科大学の学生を対象に行政書士に関する講座を開きました。おかげで大学側からも好評を得ることが出来、今後も継続してもらいたいとする声があることからさらに研修の充実に努めることとしています。また、富山県労働政策課と連携を図り設立した「富山県外国人材受入サポートセンター：運営主体富山県行政書士会」も11月18日に、日本行政書士会連合会顧問の山脇康嗣弁護士、同連合会副会長の水野晴夫副会長を講師として招請し、県内の外国人材受入を希望する企業への研修を実施しました。順調に問合せや相談が寄せられており、今後の外国人関連業務の拡大が見込まれるところです。

第二に、「高齢者支援業務」につきましては、日行連が一般社団法人コスモス成年後見サポート

センターとの連携を引き続き強化していますことから、本会においてもコスモスとやまとの連携を強化し一体化した業務拡大を進めようとしています。喜ばしいことに、富山家庭裁判所側がコスモスとやまに対して直接後見人候補者の推薦を依頼してくるケースが見られるようになり、地道な働きかけが行政書士を社会に広くアピールできたのではないかと捉えており、今後も、継続的な活動を展開してまいります。

第三には、これまで予想も出来なかった新型コロナウイルス感染症を契機に変化した社会への対応です。密を避ける、ソーシャルディスタンス、働き方改革、リモート会議などなど、新しい言葉が社会を賑わし行政書士の業務にも多大な影響を与えています。特に、新政権によるデジタル庁の創設や官公署に提出する申請書における押印廃止の政策には、ある意味で振り回されている感もあり落ち着いて対応を図ることが必要です。

このように、私たち行政書士の周辺は時代のデジタル化の波にさらされ、為すべき課題が新しく

山積し続ける、大変目まぐるしく変化に富んだ環境であります。本会におきましては、北陸3県としては最も多い会員数を維持しており、本年1月1日現在、昨年より1名の減少ながら、いまだ会員総数は402名の大所帯となっています。私たちはこの大きな勢力を活かしつつ、先に述べた諸課題に取り組むことをもって、行政書士が法の支配を社会に及ぼす上での重要な役割を担う者として誇りを持ち、より一層、行政書士制度発展を目指さなければなりません。そして、この目標実現には、本会会員のみならず方全員による力の結集が必要とされるのは言うまでもないことです。

的確な時代認識を持ちつつ、本年も、本会役職員一同一丸となり、引き続き諸問題に対し全力で取り組んでいく所存でありますので、何卒みなさま方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、会員のみなさまのご健勝とご活躍を心からご祈念いたしまして、新年のごあいさつといたします。





# 新年のごあいさつ

富山県知事

新 田 八 朗

明けましておめでとうございます。令和3年の初春を富山県行政書士会の皆様とともに寿ぎたいと存じます。

皆様には、日頃から県民と行政をつなぐ重要なパイプ役として、県政の円滑な運営に格別のご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

昨年11月9日、多くの県民の皆様の温かく力強いご支援とご支持をいただき、富山県知事に就任して、早や2箇月が過ぎようとしています。

依然として、新型コロナウイルス感染症による影響が続き、先行きの見通しがつきにくい厳しい状況にあります。県民の皆様とお約束したことを実現するため、これまでの民間企業経営の経験も活かしながら、「スピード感」、「住民目線」、「現場主義」を大切に、将来世代に責任を持つ県政運営を進めてまいります。

幸い富山県には、先人が築き上げた素晴らしい産業集積や勤勉で進取の気性に富む県民性、歴史や文化、豊かで美しい自然など国内外に誇るべき優れた基盤があります。

また、本県は、日本海側の中心に位置し、東西南北の各県・地域、さらには世界をもつなぐ「北陸の十字路」です。

これらの本県の強みを活かし、北陸新幹線の大阪までの全線整備、港湾、空港、道路の充実を図り、県民や民間企業の皆様、そして県内15市町村が「ワンチームとやま」としてスクラムを組めば、あらゆる分野で「地方の時代」のトップランナーへと飛躍することができます。

そのために私が県民の皆様の声をもとに、とりまとめた8つの重点政策である「経済」、「子育て」、「医療・介護」、「効率化」、「農林水産と地域社会」、「多様性」、「人材育成」、「魅力向上」の実現に向け、88の具体策に、スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

目下の最優先課題は、新型コロナウイルス感染症から県民の皆様の命と暮らしを守ることです。引き続き、感染防止対策の徹底や医療提供体制の充実、スピード重視の経済対策に取り組み、県民の皆様とともに、この危機を乗り越えてまいります。

「変えていこう！新しい富山へ。」

県民の皆様の方で、富山県の未来を変えることができます。「若者からお年寄りまで、希望に満ちた笑顔があふれる富山県」「ワクワクすることがたくさんある富山県」「チャンスがあり夢を叶えることができる富山県」。そんな「県民が主役」の新しい富山県の未来を、一緒に創っていきましょう。

富山県行政書士会の皆様には、行政手続等に関して、県民の「身近な専門家」、「頼りになる相談役」としてご活躍いただいておりますが、今後とも、社会ニーズに即した業務の改善とサービスの向上に努められますようお願い申し上げます。

新年にあたり、富山県行政書士会の限りないご発展と会員の皆様のご健勝、ご多幸を心からお祈り申しあげまして、新年のごあいさつといたします。



# 令和3年 日本行政書士会連合会 会長年頭所感

日本行政書士会連合会

会長 常住 豊

令和3年の新春を迎え、謹んで御挨拶を申し上げます。

富山県行政書士会及び会員の皆様におかれましては、日頃より日行連の事業推進に対し御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、各地においては行政機関並びに地域住民からの期待に応え、行政書士制度の発展のために御尽力をいただいていますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年世界を席卷した新型コロナウイルスにより私たちの生活は一変し、凶らずも日本におけるデジタル化推進の契機となりました。この間、各種コロナ支援事業に対する行政書士の活用を主とした要望活動は、関係各位の御協力により一定の成果を上げることができました。一方で、政府から示された「デジタル庁」の新設により、社会のデジタル化はより一層加速度を増し、私たち行政書士にとってもいよいよ本格的に変革を迫られる段階に突入しようとしています。このような社会の転換期においても変わらず、国民の声に耳を傾け、地域に根ざした身近な良き相談相手として行政書士が活躍していくために、デジタル社会における行政書士業務を確立すべく喫緊の対応が求められています。

日行連では、デジタル・ガバメントへの対応として、昨年、デジタル推進本部プロジェクトチームを立ち上げました。プロジェクトチームでは、次年度のデジタル推進本部発足に向けて、関係省庁等への働きかけなどを行い、デジタル政策への対応について検討しています。行政手続の専門家として行政書士が国民と行政の架け橋となり、政府が推進するデジタル社会をより良い方向へと導けるよう、デジタル・ガバメントに関する日行連

の方針を明確に示し、随時、政策提言を行ってまいりたいと考えています。

上記デジタル化への対応を最優先事項としながらも、地域との共生、役所との共生、他事業者との共生の「3つの共生」、更には多文化との共生を標榜する基本方針に則り、各種事業の完遂に向けて、鋭意対応を進めてまいります。特に、来月に開催を予定している行政書士制度70周年記念式典に関しましては、関係者の感染防止に最大限配慮しつつ、厳かに挙行し、会員の皆様が行政書士であることを誇りに思えるような式典にしたいと考えています。また、先般開催いたしました各地方協議会との連絡会において、組織のガバナンスや今後の展望等について様々な御意見・御要望をいただいたところですが、これらについても現場の声としてしっかりと受け止め、次年度の具体的な活動につなげてまいりたいと考えています。

本年は行政書士制度70周年を迎える節目の年であり、また改正行政書士法が施行される重要な年でもあります。日行連会長として今一度気を引き締め、行政書士制度の発展と社会的地位の向上に全力を尽くしてまいります。会員の皆様におかれましても、引き続き地域住民や企業、行政から必要不可欠な存在として認知されるべく、地域貢献並びに業務に精励していただきますようお願いいたします。

この新しい年が富山県行政書士会並びに会員の皆様にとって心豊かに過ごせますよう、そして飛躍の年となりますよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



# 新年あけまして おめでとうございます

本年も、会員の皆様と一緒に **頑張るニャ!**



日本行政書士会連合会公式キャラクター  
ユキマサくん



あけましておめでとうございます

富山県行政書士会のますますのご発展並びに

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



農林水産大臣  
参議院議員  
野上 浩太郎



衆議院議員  
田畑 裕明



衆議院議員  
宮腰 光寛



衆議院議員  
橋 慶一郎



参議院議員  
堂故 茂

(本会顧問各位)







あけましておめでとうございます

富山県行政書士会のますますのご発展並びに  
会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



富山市長  
森 雅志



高岡市長  
高橋 正樹



富山県議会議員  
鹿熊 正一



富山県議会議員  
中川 忠昭



富山県議会議員  
渡辺 守人



富山県議会議員  
武田 慎一



富山県議会議員  
杉本 正

(本会顧問各位)





あけましておめでとうございます

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



名誉会長  
野崎 清好



相談役  
大島 満



相談役  
松原 武



副会長  
村田 寛司



副会長  
澤田 智



副会長  
寺井 和弘



副会長  
中川 一男



あけましておめでとうございます

会員皆様のご健勝とご活躍を

お祈り申し上げます



総務部長  
大岩 隆哉



法規部長  
川西 孝昭



企画研修部長  
久郷 厳



広報部長  
飯野 道子



# 令和2年度総務部事業実施報告

総務部長 大岩 隆 哉



令和3年の新春を迎えるにあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

総務部では、令和2年度の事業計画に基づき、部員一同で、以下の通り事業を実施してまいりましたので、ご報告させていただきます。

## 1. 各市町村など関係機関との連絡協調

- ①富山市「成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務委託契約」を更新

今年度受託件数

令和2年11月30日現在 13件

- ②立山町「成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務委託契約」を新規締結

1件受託

## 2. 新入会員の事務所調査及び研修の実施

- ①令和2年12月、新入会員2回目の事務所調査実施（1回目は各支部長により実施済）

- ②令和2年10月14日、富山県民会館にて新入会員研修会・懇親会を開催

参加新入会員数 9名



## 3. 業務報告の徹底

富山県行政書士会会則に基づく業務報告書の受付・取りまとめの実施

## 4. (一社)コスモス成年後見サポートセンター 富山県支部との連携と支援

「成年後見制度利用支援事業に係る親族調査等業務」及び新入会員研修会に関し、コスモスとやまと連携

## 5. 行政書士試験の実施

会場へのあいさつ、試験実施の協力



## 6. 特定行政書士法定研修・考査の実施

部員2名が考査責任者・副責任者として実施

## 7. 令和2年度視察旅行実施の検討

実施に向け検討・準備を進めるも、新型コロナウイルス感染防止の観点より中止決定

## 8. 収入・支出の適正管理

令和2年11月4日、監事による今年度上半期会計監査の結果、適正に管理されていることの承認を受ける

9. 新規入会者の拡大を目的として各種教育機関との連携・関係強化

今年度初めての試みとして検討・実施、令和2年11月27日高岡法科大学にて1年生約70名を対象に行政書士制度の理解を深める内容として「行政書士セミナー」を開講

10. その他

令和2年の総務部会の実施状況

- ・第1回 4月14日
- ・第2回 7月15日
- ・第3回 10月27日
- ・第4回 11月10日

(法規部・広報部との合同会議)



# 令和2年度法規部事業実施報告



法規部長 川西 孝昭

謹んで新年のお慶びを申し上げます。

法規部では、令和2年度事業計画にもとづき、令和3年に施行される改正行政書士法に伴う会則の改正案の作成、今般のコロナ禍で実施されているオンライン会議システムの規定を盛り込んだ会則施行規則の改正案の作成など、総務部はじめ各部とも密に連携を図りながら着実に事業を実施してまいりました。具体的には、次のとおりご報告いたします。

## 【法規部門】

### 1. 関係法規の調査、研究及び指導

- (1) 改正行政書士法における改正点の調査、各部への情報提供
- (2) 会員配布用関係法規集の再発行に向けた関係法令の確認

### 2. 会則、その他規則の調査

- (1) 改正行政書士法に伴う会則改正案の作成
- (2) オンライン会議システムによる会議開催方法を新たに追加した会則施行規則改正案の作成
- (3) 外国人材受入サポートセンター規則案の作成

- (4) 会員配布用関係法規集の再発行に向けた会則その他規則等の確認

## 【監察部門】

### 1. 監察事案への対応

情報提供に基づき、非行政書士行為と疑われる事案への対応を協議

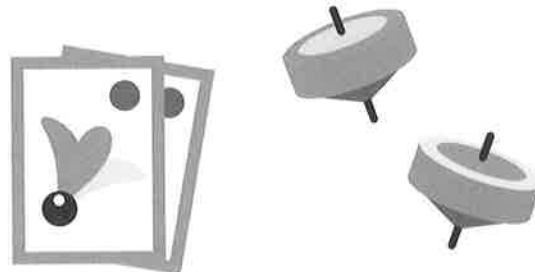
### 2. 行政書士制度広報月間における非行政書士行為の情報収集及び調査

令和2年度広報月間中における非行政書士行為（疑い）の報告はなし

法規部会の開催日（第71回定時総会以降）

- ・令和2年6月19日 法規部監察部門会議（監察事案について）
- ・令和2年7月14日 法規部会（事業推進方法について、ほか）
- ・令和2年9月4日 支部長・広報部・法規部監察部門合同会議
- ・令和2年11月10日 総務部・法規部法規部門合同会議（会則改正についてほか）

以上



# 令和2年度企画研修部事業実施報告

企画研修部長 久 郷 巖



あけましておめでとうございます。

昨年、コロナ禍の影響を受け研修等の実施が困難な状況にありましたが、企画研修部では部員及び会員の皆様のご協力のもと次のとおり事業計画を進めてまいりました。

## ・企画部門

- ① 令和2年2月4日富山県中学校長会へ法教育推進の資料を提供
- ② 令和2年6月23日研修会開催  
「持続化給付金等申請手続き方法について」研修会開催

講師：飯野 道子 広報部長

- ③ 令和2年5月22日富山市に対し「新型コロナウイルス感染拡大に伴う各種申請手続き支援」の協力を申し入れたことにより、令和2年6月26日「富山市補助金等申請支援事業」の補正予算が富山市議会で議決
- ④ 令和2年8月4日氷見市で「新型コロナウイルス感染に関する補助金等申請支援事業」の事業実施決定
- ⑤ 令和2年8月12日「屋外広告物講習プログラム」

富山県土木部建築住宅課からの依頼により講師を派遣

## ・建設農林部門

- ⑥ 令和2年9月28日研修会開催（51名受講）  
「富山県建設工事等入札参加資格申請について」

講師：富山県土木部管理課  
入札係・契約係

主任 田倉 佑一 氏

主事 堀江 知哉 氏

「建設業許可と経営事項審査について」

講師：富山県土木部建設技術企画課  
建設業係 主事 松原 広敏 氏



## ・運輸交通警察環境部門

- ⑦ 富山運輸支局へ相談員の派遣

## ・民事法務部門

- ⑧ 令和2年5月25日「富山市空き家所有者等の特定に係る親族調査報告書作成業務委託」を富山市と契約締結（令和2年12月末現在 受託件数15件）
- ⑨ 令和2年6月17日「空き家所有者等の相続人等調査業務委託」を射水市と契約締結（令和2年12月末現在 受託件数2件）
- ⑩ 令和2年11月19日「富山市空き家対策官民連絡会議」に参加
- ⑪ 令和2年11月25日富山市空き家無料相談会へ相談員派遣
- ⑫ 令和2年12月3日富山市空き家無料相談会へ相談員派遣

## ・国際部門

- ⑬ 令和2年6月1日「富山県外国人材受入サポートセンター」設立
- ⑭ 令和2年12月18日「アジア高度人材受入セミナー」開催（会員40名、企業18名受講）  
主催：富山県 労働政策課



共催：富山県行政書士会及び富山県外国人  
材受入サポートセンター

研修内容：「入管行政の現況について」

講師 日本行政書士会連合会  
副会長

水野 晴夫 氏  
「アジア高度人材（専門的就労）  
受入にあたって」

講師 さくら共同法律事務所  
弁護士

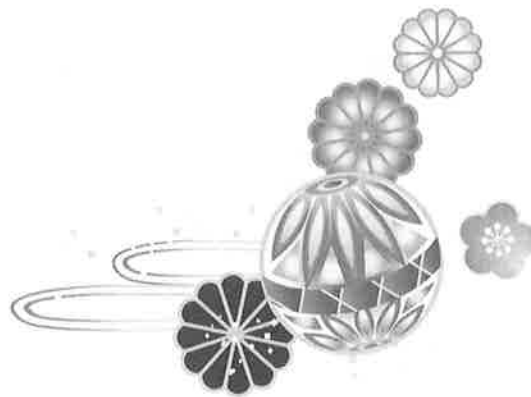
山脇 康嗣 氏

⑮ 令和2年10月29日富山県国際課 多文化共  
生係

「外国人材とのコミュニケーション支援事  
業」への協力依頼があり、講師を派遣するこ  
とで調整中

以上、令和2年度の事業報告といたします。

本年も企画研修部の事業に、皆様のご理解とご  
協力を賜りますようお願い申し上げます。



# 令和2年度広報部事業実施報告



広報部長 飯野 道子

令和3年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年度、広報部では以下の取り組みを行いました。

- 『行政とやま』85号の発行
- 富山支部のご協力により回覧板を使用した相談会告知を実施（5年目）
- 富山支部以外の支部のご協力で、役所などに相談会告知チラシを配置（5年目）
- 新聞広告（北日本新聞・富山新聞）
- 本会での無料相談会を2日間実施
- 富山支部との共催で総曲輪グランドプラザでの無料相談会を実施
- 各支部のご協力で、無料相談会を実施
- Facebookでの『富山県行政書士会広報部』ページの作成・運用
- 外部セミナーの実施（高岡法科大学：総務部共同実施）
- Go Toキャンペーンに関するチラシ・講演の開催
- 高度外国人材に関するパンフレットの作成（企画研修部共同実施）

## 《行政書士制度広報月間》

10月の「行政書士制度広報月間」におきましては、富山支部の回覧板を利用した告知の定着、ショッピングセンターでの開催など、より多くの相談者が訪れる機会となるよう工夫を頂きました。コロナ禍のなか、消毒やソーシャルディスタンスに気を付けながら相談員として参加下さった先生方、各支部、各部会、そしてすべての会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。有難うございました。

## 《Go Toトラベル地域共通クーポンチラシ作成及び配布》

10月より「Go Toトラベル」に東京が追加となり、地域共通クーポン券の発行が開始されること、さらに事業者登録にはオンライン申請が原則ですが、その申請部分には「行政書士代理人欄」が記載されることになったことを受け、その申請に関するチラシを作成し、各地域の商工会議所や商工会、商店街、観光会社、タクシー会社などに配布いたしました。

富山県の事業者の皆さまへ

**GoToトラベル**

GoToトラベル地域共通クーポン  
取扱事業者の登録申請

行政書士が登録申請をサポートします。

インターネットが苦手... 申請方法がわからなくて... 私のお店は対象になる?

●地域共通クーポンとは  
旅行代金の15%（上限1名1泊あたり6,000円分）を地域共通クーポンとして、旅行者に付与します。旅行者は旅行期間中に限り、旅行先の都道府県内と隣接した都道府県内の対象店（飲食店・土産店・観光施設・体験メニュー・交通機関など）で、地域共通クーポンを使って代金の支払いに利用できます。

●地域共通クーポンの取扱店は、事前登録が必要です。

<input checked="" type="checkbox"/> 土産物屋 <input checked="" type="checkbox"/> タクシー <input checked="" type="checkbox"/> レンタカー <input checked="" type="checkbox"/> 観光施設 <input checked="" type="checkbox"/> 体験型アクティビティ	<input checked="" type="checkbox"/> 博物館・美術館の入館料 <input checked="" type="checkbox"/> 飲食店（Go To Eat 対象店） <input checked="" type="checkbox"/> 小売業 <input checked="" type="checkbox"/> 雑貨店 <input checked="" type="checkbox"/> コインパーキング（一時利用に限る）
---	--

10月1日より、東京都が「GoToトラベル」対象（予定）となり魅力が拡大！今すぐ登録を!!

お問い合わせ先  
富山県行政書士会 ☎076-431-1526  
住所：富山県富山市内1丁目8-15 余川ビル2F  
（受付時間：平日9時～17時）

行政書士は、行政書士会でない限り個人名義に設立する事柄の作成はして行うことは出来ず、必ず行政書士会を通じて行う必要があります。

## 《コロナ感染症関連》

今年度は、新型コロナウイルス感染症による影響が各所に出ており、広報誌『行政とやま』において、会員皆様の情報検索のページを追加しました。

## 事業実施報告

Go To キャンペーン等の制度は、行政書士が求められる場面が数多くあります。ぜひ会員皆様が積極的に取り組んでいただけるよう、広報活動を行ってまいります。

本年もご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い致します。

### 《令和2年度事業報告》

#### 6月15日【部会】

- ・会報「行政とやま」第85号の編集
- ・令和2年度事業計画について

#### 7月20日【部会】

- ・会報「行政とやま」第85号の校正
- ・10月に向けた広報活動について
- ・SNS発信について
- ・事務所位置 SNS掲載への取り組み開始

#### 8月【会報発行】

#### 9月4日【支部長・広報部・法規部合同会議】

#### 9月15日【訪問】

- ・広報月間における協力依頼のため県庁・報道各社を訪問

#### 9月27日【広告】



令和2年10月1日広報月間無料相談会

- ・北日本新聞と富山新聞に広告掲載
- 10月1日・2日【無料相談会・本会】
- 10月16日【無料相談会・総曲輪グランドプラザ】
  - ・富山支部共催
- 11月10日【部会】
  - ・会報「行政とやま」第86号の編集
  - ・行政書士記念日（令和2年2月22日）における広報活動について
  - 新聞広告、無料相談会（企画研修部合同）
- 11月27日【外部セミナー実施】
  - （高岡法科大学：総務部共同実施）
- 12月15日【部会】
  - ・会報『行政とやま』第86号の校正
  - ・SNSについて
  - ・次年度事業計画について
- 1月【会報発行予定】

### 《今後の予定》

#### 2月【広告予定】

- ・北日本新聞と富山新聞に新聞広告

#### 2月22日【無料相談会予定・本会と高岡支部】

- ・企画研修部合同
- ・行政書士制度制定70周年記念 新聞広告掲載



令和2年10月16日グランドプラザ無料相談会



# 申請取次行政書士管理委員会報告

委員長 大岩 隆 哉



入国管理局申請取次制度とは、本来、在留外国人が在留に必要な届出等をする場合、申請者本人が地方入国管理局に出頭しなければなりません。一定の申請に関しては、申請者が出頭しなくても定められた者が申請書等の提出をすることができる制度です。現在、申請取次ができるのは、弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由して地方入国管理局長に届け出た者、外国人を受け入れている機関等の職員又は公益法人の職員、旅行者のうち地方入国管理局長から承認を受けた者です。

行政書士による申請取次制度は、平成元年6月に導入され、平成17年3月からは「承認制」から「届出制」へと変更されました。令和2年10月末現在における本会の申請取次行政書士は64名となっています。申請取次業務を希望する行政書士は、日行連が主催する研修会を受講し、効果測定を経て修了証の交付を受けなければなりません。そして、指定された書類等が所属単位会を通じて地方入国管理局へ提出されると、地方入国管理局は単位会を通じて「届出済証明書」を交付します。この証明書の有効期間は3年間です。有効期間終了後も引き続き業務を行う場合は、期間内に日行連が実施する研修を受講した上で、単位会を經由して更新手続きを行わなければなりません。

当委員会では、申請取次業務を希望する会員から提出された新規や更新の届出書類に対し、申請取次行政書士管理委員会規則に基づき、書類の不備がないか並びに法令及び会則・規則に違反していないか等について事前の審査を行っています。

今年度は新型コロナウイルス蔓延の影響により、申請取次関係の研修会の中止が続く異常事態となっていますが、新規で取得されたい方や更新時期が来ている方におかれましては、日行連から出されるお知らせを十分注意してご確認ください。

最後になりますが、今年度当会では富山県との共催により「富山県外国人受入サポートセンター」を設立いたしました。これは富山県内で高度

外国人材の雇用を検討している事業主を対象に、センターがその相談窓口になること目的としています。このように外国人材に対するニーズは年々高まってきており、行政書士制度における国際分野の業務は今後益々需要が高まるものと考えております。当委員会では、一人でも多くの会員の方が申請取次行政書士としてご活躍いただけるよう、適正に審査してまいりますので、引き続き会員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 令和2年度委員会開催状況

- |       |        |                     |
|-------|--------|---------------------|
| 4月7日  | 第1回委員会 | 審査対象者：新規1名、更新1名     |
| 5月12日 | 第2回委員会 | 審査対象者：新規1名、更新1名     |
| 8月3日  | 第3回委員会 | 審査対象者：更新2名          |
| 9月3日  | 第4回委員会 | 審査対象者：新規1名、更新5名     |
| 9月25日 | 第5回委員会 | 申請取次業務是正勧告における聴聞の実施 |
| 10月7日 | 第6回委員会 | 審査対象者：新規2名、更新4名     |
| 11月9日 | 第7回委員会 | 審査対象者：更新1名          |

※届出済証明書の有効期限の3か月前から更新申請が可能ですので、2か月前までには本会事務局へ更新申請を行ってください。

※更新申請に間に合うように実務研修を受講してください。

※有効期間が切れると新規扱いとなりますのでご注意ください。

※研修会受講にあたっては「申請取次研修会効果測定用設問集」（日行連ホームページ参照）にて予習されることをお奨めします。

# 令和2年度行政書士試験実施報告

富山県試験場責任者 村田 寛 司



本年度の行政書士試験の実施状況について報告させていただきます。

まず、今年度は、コロナウィルスの件があり、試験監督責任者会議に参加出来ませんでした。9月には、試験会場となる富山大学へ挨拶訪問を行っております。

10月28日には行政書士試験監督員・本部員会議を開催しまして、基本マニュアル・レジメを基に試験当日の対応等を検討しました。特に今年度はコロナウィルス感染対策に関して時間を割きました。

例年同様に11月第2日曜日の8日に試験は実施されたのですが、当日は曇天の中での実施となりました。

受験者の体調管理・良好公正な受験環境づくり等について監督員・本部員の皆さんと打ち合わせながら進めさせていただきました。今年、受験票の再発行手続が1件有りましたが、無事に受験されました。

近年の動向として、受験申込者数の減少傾向がありました。昨年度の359名から今年度は376名と対前年比+17名となりました。

全国的にも+2461名と増加に転じています。増加の要因は今後の分析となりますが、コロナ絡みも一因と思われます。

試験監督員・本部員の数は、三密を避ける意味合いから昨年度の24名より大幅な40名となり新しく監督員にお願いした会員の皆様には大変なご苦勞をおかけすることと成りました。何かと気苦勞の多い一日だったと思います。ありがとうございました。

このように、何かと気疲れの多い一日ではありましたが、監督員・本部員の皆様の協力と連携力により試験は無事に終了しました。



解答用紙を運送会社に手渡して試験本部に終了連絡を入れた後、本当に安堵いたしました。

試験結果の合格発表は令和3年1月27日となります。合格された方々が、新しい仲間となり、本会に参加されることを希望し、試験当日の対応・運営等に参加された方々更には、関係者の皆様に御礼を申し上げて、試験実施状況の報告とさせていただきます。

## 参考

申込者数	376名
受験者数	297名
受験率	79%
試験室	16室（8室増）
試験監督員	32名（16名増）
試験本部員	8名（増減無）
合計	40名（16名増）

# 令和2年度特定行政書士法定研修考査実施報告



考査責任者 川 渕 望梨子

令和2年度特定行政書士法定研修が8月22日(土)より開始され、10月18日(日)には考査が実施されました。

当該研修は、特定行政書士として実務を行うにあたり、行政不服申立手続の知識等の修得を目的としており、所定の講義を受講した後、理解度を確認する考査において基準に到達することをもって修了となります。

本年度は4名の考査受験者がありました。専門的な知見を持つ特定行政書士が増えることで、依頼者の権利利益の救済に、より貢献できることを期待しております。

さて、当該考査は行政法が主な出題範囲となっ

ておりますので、近年の行政書士試験を受けられた登録年数の浅い会員の方にとっては、取り組みやすい内容となっているのではないのでしょうか。まだ受講されていない方は、ぜひ受講していただきたいと思います。

また、ベテランの会員の方にとっても、行政法全般に渡り非常に濃い内容となっており、学習のやりがいがありますので、ぜひとも受講していただきたいと思います。

最後に、本年度の研修及び考査が無事に終了しましたこと、関係者の皆様のご協力をいただきましたおかげと、本当に感謝しております。どうもありがとうございました。

## 1. 講義会場及び日程

A ク ー ル	日程	日にち	8月22日(土)
		受付開始時間	9時30分
		講義時間	10時～17時
	会場名	富山県行政書士会事務所	

コロナ禍により、8月29日(土)以降に予定していた研修は、VODによる研修に変更される。

## 2. 考査日程

令和2年10月18日(日) 14:00～16:00

会 場 名	所 在 地
富山県行政書士会事務所会議室	富山市丸の内1丁目8番15



# 封印管理委員会事業実施報告



委員長 奥村 茂 範

新春を迎え会員の皆様にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

本年も封印管理委員会の事業にご協力宜しくお願い致します。

平成29年8月29日付にて「丁種封印の取付け委託許可」を頂き、本年で3年を経過し現在64名の方が「自動車登録業務に精通した行政書士」とし

て名簿に登載されました。また今年度は4回目の研修を実施し新しく7名の方々が仲間になりました。

委託許可から令和2年10月迄の累計施封実績は1,818件になり毎年その利用実績は確実に増えてまいりました。

## 〈月別の実績〉

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
H29年									0	10	2	3	15
H30年	1	0	7	0	0	0	30	20	30	56	34	33	211
R1年	23	36	33	19	42	45	48	56	72	76	75	54	579
R2年	38	75	111	60	63	113	101	138	194	120			1013

上記、封印施封実績は、毎施封月の翌月10日迄に富山運輸支局へ報告します。今後とも施封にあたっては、基本に忠実に、コンプライアンスを守り丁種封印の正しい運用に努めていきます。

自動車登録業務に精通した行政書士」として、7名の方が新しく富山県行政書士会から認定されました。

## ：現在までの事業活動状況

1) 丁種封印受託に於ける「自動車登録業務に精通した行政書士」育成の為の研修会及び考査の実施

日 時 令和2年11月12日(木) 14:00~16:30  
受講者 7名

場 所 富山県行政書士会事務所会議室

内 容 ・ 自動車の検査、登録制度と用語の基礎知識

・ 封印制度について

1時間30分の研修を行い、その後考査を実施

今回の研修(考査)に於いて、「自

2) 「自動車登録業務に精通した行政書士」の丁種封印指定研修

日 時 令和2年11月16日(月) 14:00~15:30

場 所 富山県総合情報センター



セミナー室 ABC

参加人数 (55名)

- 内 容 ①「自動車の新車 OSS 対応の車庫証明について」  
②丁種封印の取り扱いについて  
③その他登録に於ける問題点について

3)「富山運輸支局登録窓口相談員」就任要請について

日 時 令和2年11月16日(月) 15:30~16:00

場 所 富山県総合情報センター

参加人数 (15名)

内 容 現在7月~翌年1月迄の間、毎月月末

3日間は、「富山運輸支局登録窓口相談員」として活動(無償)しております。「富山運輸支局登録窓口相談員」への対応は、今後とも継続し取り組んでいきます。

尚、令和2年2~3月の取り組みについては、昨年同様有償にて受託する予定です。(現在調整中)

今年度もコンプライアンスを遵守し、富山県行政書士会として丁種封印の取付け拡大に努力して参る所存ですので、積極的な活用を期待しております。



# 70周年記念事業特別委員会事業実施報告



委員長 伊井 恵子

令和3年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

今年度5月に実施予定だった行政書士法制定70周年記念式典は、残念ながらコロナのため延期せざるを得なくなり、それに伴い記念誌の発刊も延期となりました。

現在は令和3年2月に記念式典を、そして5月には記念誌を発刊できるよう、委員一同力を合わせ準備に努めております。

皆様のご記憶に残る70周年記念事業実施を目指して鋭意努力いたします。会員の皆様の温かいご支援とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 《令和元年度事業報告》

9月16日【第1回委員会】

- ・記念誌について  
座談会の開催、等
- ・70周年記念式典について  
招待客確認、等

## 《委員名簿》

役職名	氏名	所属支部
委員長	伊井 恵子	中新川
副委員長	大岩 隆哉	富山
委員	村田 寛司	富山
委員	澤田 智	富山
委員	寺井 和弘	高岡
委員	中川 一男	砺波
委員	川西 孝昭	富山
委員	久郷 厳	富山
委員	渡辺 徹	下新川
委員	飯野 道子	高岡
委員	松本 英樹	射水

10月2日【打ち合わせ】

- ・座談会の進行確認、等

10月6日【座談会および第2回委員会】

- ・座談会実施
- ・記念誌  
最終役割分担を確認  
原稿依頼  
発刊までのスケジュール確認

11月25日【第3回委員会】

- ・記念事業の実施計画について
- ・70周年記念協賛型新聞広告について
- ・記念誌について  
担当分の原稿確認  
今後の日程について



# 日本行政書士会連合会と 中部地方協議会各単位会との連絡会報告



副会長 寺井和弘

令和2年度日行連と中地協各単位会との連絡会が、10月23日午後2時より福井市のザ・グランユアーズフクイで開催され、大塚会長・中川副会長・私の3人で出席しました。

今年度は、新型コロナ感染終息の見通しが立たない状況で、日行連から常住豊会長・水野晴夫副会長出席の下、各単位会からの参加者を減らし3密を避ける等感染に配慮して行われました。

まず、常任会長より「令和2年度日行連事業計画～行政書士の新時代を創るために～」の冒頭部分から始まる日行連の当面の諸問題及事業の説明があり、地域・役所・他士業者との3つの共生を軸として地域住民に愛され期待される活動の基礎を作ることを目指す旨の基本方針が述べられました。

次に、10分の休憩後、15時から17時まで各単位

会からの質疑・要望事項に対する水野副会長の回答及び意見交換が行われました。

質疑等の内容としては、①行政書士証票・会員証の各行政窓口での取扱や事件簿の記載事項等の既存の検討課題、②国民生活全般にわたる手続きデジタル化時代に対応した制度改正等の進捗状況、③その他行政書士の地位向上や会員数の増加のための方策等に大別されますが、学校における法教育の推進、行政書士制度の学生・有資格者に対するPR活動等は既に本会においても先進的に取組が始まっていること、また、各種手続申請書様式への代理人行政書士欄の創設・拡大の要望が出されていること、WEB上の非行政書士行為の取締を推進する必要性の提言等が印象に残りました。



## 高岡法科大学・学生向けの行政書士セミナーを開催

総務部・広報部では、学生や広く一般の方に行政書士についての理解を深めていただき、行政書士制度の普及・発展を図るとともに、より多くの方に行政書士を目指していただくことを目的として、県内各種教育機関との共催によるセミナーの開催を推進してきました。

そして、令和2年11月27日(金)に高岡法科大学における授業の一環として、同大学1年生約70名を対象に「行政書士セミナー」を初めて開催しました。

冒頭、広報部の黒川真友佳部員(富山支部)から、自身の受験体験の話も交えながら、行政書士試験の概要、近年の受験者・合格者数の推移などの説明を行いました。

その後、川西孝昭法規部長(富山支部)から、国はデジタル庁の創設、押印廃止の方針を示しており、オンライン申請が主流となる時代において、今般の持続化給付金申請を例に挙げながら、オンライン申請に対応できる行政書士の役割は今以上に大きくなっていく可能性があることや、外国人労働者の増加に伴って在留資格に関わる行政

書士の存在意義が高まってきていることなどを中心にお話しました。

学生からは、「なぜ、行政書士になったのか?」「やりがいのある仕事は?」「合格するために何かから勉強した方が良いか?」など、多数の質問がありました。

教育機関との連携によるセミナーを通じて、行政書士の魅力やオンライン申請時代における行政書士の重要性についても、多くの人に知ってもらえるきっかけとなったのではないかと思います。



事業推進メンバー：

大岩隆哉総務部長、渡辺徹総務副部長  
小林雅人総務部員、飯野道子広報部長  
藤田勝久広報部員、黒川真友佳広報部員

## 観光事業者等に向けた研修会で、Go To キャンペーンに係る「オンライン申請」を行政書士が説明

令和2年11月19日(木)に、立山山麓観光旅館組合と商工会観光部会の合同研修会で、「Go To キャンペーンについて」と題し、飯野広報部長(高岡支部)が講師を務めました。

研修会では、ペンションのオーナーなど12名の参加者に対し、Go To トラベル、Go To イート、



Go To イベント、Go To 商店街などの制度内容や活用の仕方、具体的なオンライン申請の方法などを説明し

ました。

また、Go To トラベルに未登録の事業者も参加者には存在し、宿泊事業者向け第三者機関の活用、オンライン申請の方法などで高い関心を寄せられました。

組合代表者からは、研修会での内容を参考に、旅館組合でのGo To イベントやGo To 商店街を利用した取り組みを積極的に考えたいという感想を頂きました。

オンライン申請にも行政書士が対応できることや行政書士制度そのものを広く知っていただく機会となったのではないかと思います。

(記 川西孝昭)

## 富山県外国人材受入サポートセンターの設立にあたって



企画研修部長 久 郷 巖

富山県では令和元年9月に、これまでの多文化共生推進プランに「外国人材活躍」の観点を盛り込んだ「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を新たに策定し、施策を総合的に推進しているところです。

その施策の一環として、令和元年7月23日富山県総合政策局国際課から、(公財)とやま国際センターが展開している「富山県外国人ワンストップ相談センター」への相談の中で、具体的に入管手続きについての相談があった場合、富山県行政書士会には専門の窓口があるのか、また研修会を開催する際に講師の派遣は可能なのか、との問い合わせがあり、情報共有していく中で令和元年11月25日には、行政書士等の専門家及び市町村担当者を対象として「外国人相談業務」相談員養成研修会を開催することが出来ました。

富山県に外国人を受け入れるには、入管手続きのサポートも必要なことですが、その外国人を受け入れする企業側へのサポートも不可欠であるとの判断から、令和元年8月16日に富山県商工労働部労働政策課へ出向き、外国人材受入企業へのサポートとして富山県で行っている事業があれば富山県行政書士会でもお手伝いできることをお伝えしたところ、令和元年度から始まっている「アジア高度人材受入事業」があり、富山県の企業に対しても外国人材受入の際の手続き等についての情報を発信していく必要性を感じているとのことでした。

そんな中、令和2年5月27日富山県商工労働部労働政策課から、外国人材受入企業向けにセミナーを開催してほしい旨の打診があり、これを機会に富山県行政書士会内に専門部署を置くことが最善であるとの判断から、労働政策課

の全面協力を得て「富山県外国人材受入サポートセンター」を開設することが出来ました。行政書士会館にも看板を設置しております。

令和2年11月18日には、主催を富山県、共催を富山県行政書士会(富山県外国人材サポートセンター)として、「アジア高度人材受入セミナー」を開催することが出来ました。日本行政書士会連合会副会長 水野晴夫氏 及び さくら共同法律事務所 弁護士 山脇康嗣氏 を講師としてお迎えし、入管行政及び受入企業への留意点等を研修内容として、受け入れ企業と本会会員の参加をいただいております。このセミナーでも配布したパンフレットには、富山県章を入れることができ、各経済団体や名古屋入国管理局等への配布も行っているところです。

また、令和3年1月20日には、富山県総合政策局国際課が主管する「外国人材とのコミュニケーション研修」にも、富山県外国人材受入サポートセンターから「在留資格の基礎知識」を題材に講師を派遣いたします。

今後も、富山県では外国人材の受入事業を展開していくものと思われますので、その一助となるよう、会員の皆様におかれましても、令和2年6月1日発足したばかりの「富山県外国人材受入サポートセンター」にご理解・ご協力をお願い申し上げます。



## 富山支部



支部長 澤田 智

### 1. 行政書士制度広報月間における取組み

#### (1) 関係機関への協力依頼

令和2年9月下旬、富山支部理事が手分けをして、富山市内約40か所の関係機関・部署に、広報月間に対する協力依頼文書及びポスターを配付しました。

#### (2) 無料相談会の実施

令和2年10月1日及び2日の両日、本会事務所において、延べ相談員数10名の体制のもと、本会との共催で無料相談会を開催しました。また、10月16日には、富山市総曲輪グランドプラザにおいて、相談員数15名の体制のもと、同じく本会との共催で無料相談会を開催しました。

今年度は、新型コロナウイルス感染防止策として、マスク着用はもちろんのこと、検温を実施するとともに、手指消毒液及びアクリル板を設置して実施しました。さらに、10月1日及び2日の本会事務所での相談会においては、相談者の密集状態を回避するために、電話による予約制を初めて導入しました。この影響もあってか、相談件数は前年度比約68%減となりました。一方、グランドプラザでの相談会については、前年度比約15%増とな

りました。

相談者全体の約40%が、各町内会の回覧板に入れた広報用チラシを見て来られたとのことでした。

#### (3) その他

広報月間中の監察事案の報告はありませんでした。





## 2. 最近の動き

(1) 令和2年8月12日

第1回研修会（オンライン形式）

### 【テーマ】

- (1) GビズID(行政へ電子申請する際の認証システム)の基礎知識と取得方法
- (2) 新型コロナウイルスに関連した補助金の種類と概要について

【講師】 富山県行政書士会広報部長  
飯野 道子 氏

(2) 令和2年9月17日

第3回正副支部長会・第3回理事会（オンライン形式）

(3) 令和2年11月20日

第4回正副支部長会・第4回理事会（オン

ライン形式）

(4) 令和2年11月30日

第2回研修会（会場参集形式とオンライン形式を並行）

・第1部

### 【テーマ】

- (1) 親族法・相続法改正の概要
- (2) 自筆証書遺言作成におけるチェックポイント

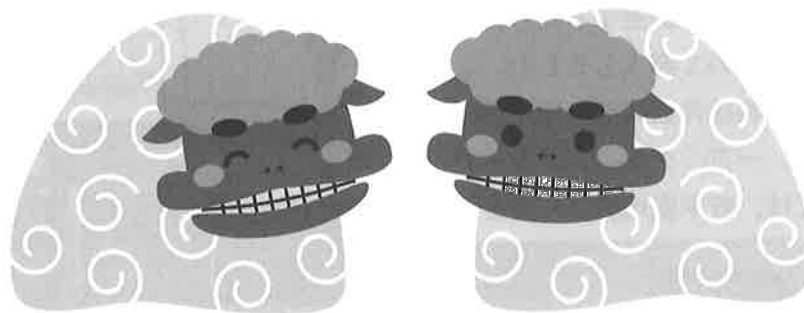
【講師】 富山県行政書士会富山支部理事  
飯野 雅宏 氏

・第2部

【テーマ】 憲法と身近な法律家行政書士

【講師】 金沢大学准教授

石川多加子 氏





4 GoTo トラベル地域共通クーポン取扱事業者の登録申請チラシの商工団体への配付と説明について

実施日は令和2年9月29日(火)、訪問先は滑川商工会議所、立山舟橋商工会本所、同左舟橋支所、上市町商工会の5箇所

内容はGo To トラベル地域共通クーポン取扱事業者の登録申請チラシを配付し、説明した。

5 2021行政書士手帳の配付について

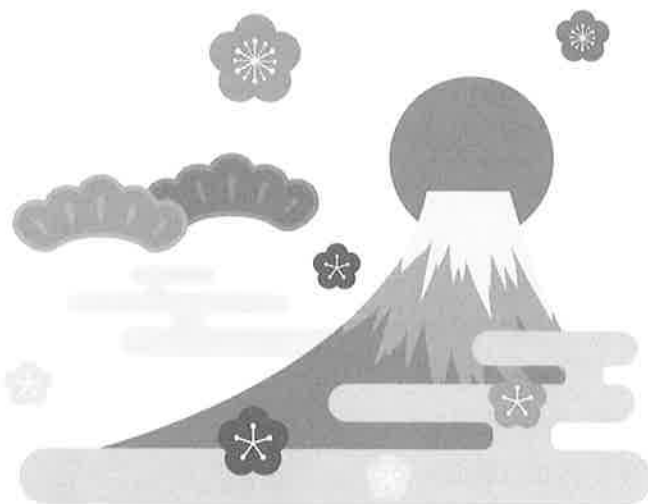
令和2年11月17日(火)、2021行政書士手帳を希望会員23名に配付した。

6 事務所新規登録調査について

令和2年10月15日(木)、登録申請者の現地を訪問し、調査した。

登録申請者は、令和2年11月15日付けで行政書士に登録された。

以上



## 中新川支部



支部長 新 鞍 隆 司

令和2年7月1日から令和2年11月30日までの間に開催した会合、研修会及び広報活動等を報告します。

### 1 理事会の開催について

#### (1) 令和2年度第2回理事会

開催日は令和2年8月6日(木)、場所は滑川市民交流プラザ、出席者は6名、議題は令和2年度第1回研修会の開催、令和2年度行政書士制度広報月間無料相談会の開催等でいずれも可決承認された。

#### (2) 令和2年度第3回理事会

開催日は令和2年11月5日(木)、場所は滑川市民交流プラザ、出席者6名(内、委任状2名)、議題は令和2年度第2回研修会の開催、令和3年行政書士法制定記念無料相談会の開催、会員への連絡方法の電子メール化等でいずれも可決承認された。

### 2 令和2年度第1回研修会の開催について

開催日は令和2年9月26日(土)、場所は滑川市民交流プラザ、受講者は6名

内容は次の2研修でした。

#### 第一研修

演題 法定相続情報証明制度  
(平成29年5月29日創設)

講師 伊井恵子会員(中新川支部)

第二研修 自筆証書遺言書保管制度  
(令和2年7月10日創設)

講師 新鞍隆司会員(中新川支部)

### 3 令和2年度行政書士制度広報月間事業の実施について

#### (1) 行政書士制度広報月間ポスターの官公署へ

の配付と説明並びに窓口表示板の設置状況の確認

実施日は令和2年9月8日(火)、訪問先は富山県立山土木事務所、滑川警察署、上市警察署、滑川市、立山町、上市町、舟橋村の7箇所

内容は行政書士制度広報月間ポスターを配付し、説明した。

同時に、2警察署を除く、県、4市町村に、非行政書士行為の注意喚起を目的に設置されている窓口表示板の状況を確認した。

#### (2) 無料相談会の開催

##### ① 立山会場

開催日は令和2年10月6日(火)、場所は立山町民会館、相談員3名、相談件数9件(相続5件、農地法3件、その他1件)

特に、相談会の開催に関する広報活動に尽力した。

##### ② 滑川会場

開催日は令和2年10月8日(木)、場所は滑川市民交流プラザ、相談員は4名、相談件数1件(相続1件)

#### (3) 非行政書士事案の報告

なし



## 下新川支部



支部長 中田 哲二

支部会員2名が退会され、1名が高岡支部へ移籍されました。支部の会員数は、37名となりました。以前、行政書士資格を有しながら入会を考えていらっしゃる方から、入会するための費用が多額であるので戸惑っているとお聞きしたことがあります。富山会の入会金は全国の会から見て最も高いほうです。入会金は、是非下げるべきであると私は思います。

7月17日に第2回支部役員会を開催し、本年度の大まかな活動計画を協議しました。

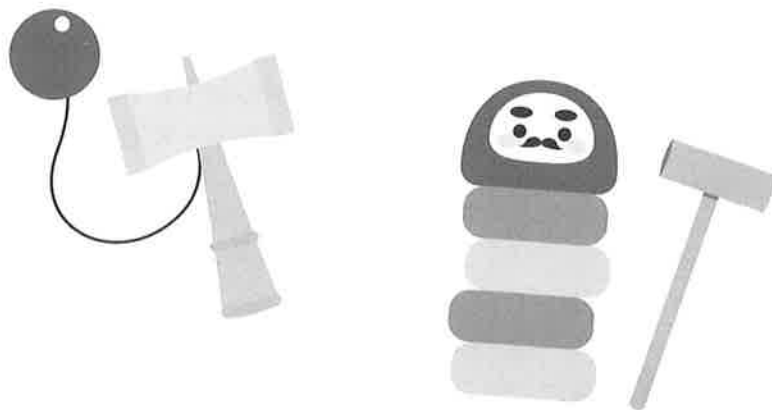
9月9日第3回役員会を開催し、無料相談会の開催日時と場所、そのためのポスターの配布と相談会における新型コロナウイルス感染防止対策、そして支部研修会の開催について協議しました。

「行政書士広報月間」の協力依頼は、支部役員

が分担して各市町の役場と農業委員会事務局、県税事務所、土木センター、土木事務所、各警察署、公証人役場へ出向き、協力依頼をしました。

10月11日(日)午前10時から午後3時50分まで、魚津サンプラザ4階ホールに於いて無料相談会を開催しましたが、残念ながらコロナの影響でしょうか、相談者は一人もいらっしゃいませんでした。

11月28日(土)午後3時から魚津商工会議所ビル5階の研修室で支部研修会を久しぶりに開催しました。その際出席者には、行政書士手帳を配布しています。「未相続問題解決のために」をテーマに私が講師となり研修しました。参加者は13名でした。例年なら研修会終了後に懇親会をするのですが、これも残念ながら憎きコロナのため、中止としました。



## 高岡支部



支部長 寺井和弘

### 1 広報月間中の活動について

高岡支部では、春先からの新型コロナ感染拡大の終息に見通しが立たないため、関係諸官署への協力・ポスター掲示の依頼等を従来のような会員分担とせず、支部長・副支部長のみにより行いました。また、行政書士制度のPRとして例年参加を続けてきた高岡万葉集全20巻朗唱の会については、新型コロナ感染防止のための参加方式の変更を受け、本年は参加を取りやめとし、来年以降については直前の状況を見て判断することとなりました。

また、恒例となっている広報月間中の特別無料相談会を、10月2日(金)に高岡支部事務センターと氷見市役所地域協働スペースにおいて、10月7日(水)に高岡市役所7階会議室において、いずれも午前10時から午後3時まで、可能な限り新型コロナ感染防止に配慮して実施しました。感染終息の見通しが立たない状況で行うことについては不安もあり、はたして相談者があるのかとの危惧も抱いていたのですが、なんとか無事に終えることができ、例年通り相続・不動産関係、境界関係、債務整理、成年後見等の相談がありました。

### 2 その他の活動について

高岡市役所で毎月第2水曜日に実施している無

料相談会、支部事務センターにおいて常時受け付けている無料相談については、センターの有志による勉強会や他支部の皆様の休息等のための少数での利用、緊急事態宣言解除後に感染防止に最大限配慮しつつ再開しました。

他方、支部独自の研修会については、本会との重複を避けつつ積極的に行って行きたいと考えておりましたが、コロナ感染の危険を軽視できない状況の下で、80名を超える支部会員全体を対象とする研修を行うことには不安を拭えず、結局、昨年10月より毎月1回の予定で開始した家族信託の勉強会を緊急事態宣言の解除後に再開して本年11月に終了したのみとなりました。

同様に、支部役員会についても、非常時の例外措置として通常総会を書面決議で行い、その結果の確認等のための理事会の開催が実現しておらず、やむを得ず書面決議によらねばならない事態も予想しています。

### 3 新型コロナ感染防止と社会・経済活動の両立を期して始められた諸施策にもかかわらず、感染拡大の第3波をくい止めることが見通せない状況となっておりますが、なんとか支部の運営を行っていきたいと考えております。



## 射水支部



支部長 松本英樹

### ●広報活動について

#### 【広報月間における協力依頼】

例年、当日参加可能な会員が集合し、射水市内の官公署を訪問、広報月間の協力依頼をしておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、今年度は9月29日(火)に支部長及び副支部長の計3名で実施しました。ポスターの掲示依頼、表示板の設置状況の確認や無料相談会の案内チラシ配布等を行いました。

#### 【定例無料相談会】

射水支部では毎月2回、新湊と小杉で定例無料相談会を開催しておりますが、例年は広報月間に合わせて会場の増設等の取り組みをしておりました。しかし、毎月の相談会に来られる相談者数がコロナ禍以前と比べて著しく減少していることを考慮し、今年度は毎月の相談会と同じ会場及び相談時間とし、10月9日(金)射水市新湊交流会館、同月23日(金)救急薬品市民交流プラザの2ヶ所で行いました。事前案内として、射水市報に掲載、両会場にも案内チラシを置いていただきましたが、相談件数は合わせて2件のみとなりました。



### ●その他、支部活動

#### 【研修会、説明会及び無料相談会】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、支部事業の多くが実施困難となりました。そこで、この状況において『行政書士として何かできないか』という視点で射水支部から行政側に働きかけをしましたところ、コロナ禍での中小企業支援施策である給付金等の手続きについて、令和3年1月まで定期的に市内事業者向けの説明会及び無料相談会を射水市と共催で開催することとなりました。

それに合わせて、10月30日(金)午後5時より射水市役所大島分庁舎にて、支部研修会を実施しました。『射水市の「中小企業等事業向上補助金」等について』をテーマに、講師として射水市産業経済部商工企業立地課主任 夏野いつか氏をお招きし、講義していただきました。

同日午後7時より救急薬品市民交流プラザにて、第1回目の説明会及び無料相談会を開催しました。事前案内があまりできなかったこともあり、相談者は1名でした。これを踏まえ、新たにチラシを作成し、射水商工会議所及び射水市商工会の協力を得て会報にチラシの折り込みを依頼しており、各会員事業者の周知が進み、第2回目以降に繋がれば良いと考えております。



## 砺波支部

支部長 三 輪 等



① 令和2年度の広報月間期間中に関係官庁に広報ポスターの掲示依頼を進め、コロナ禍の感染防止を図りながら10月10日の無料相談会（於：砺波市まなび交流館）では数名の相談者が来場されました。相談内容は多岐にわたり、「成年後見」やコロナ禍ならではの「Go To トラベル」について、「相続」「贈与」などの内容も丁寧に回答し納得して帰宅されました。

② 今年度の支部研修旅行はコロナ禍のため中止とし、その代替えとして8月25日(火)砺波市内の庄川温泉「ゆめつづり」にて日帰り宴会を実施しました。

これは支部会員の懇親を深めること、日々の沈んだ気持ちを美味しいものを食し少しでも明るい気持ちになっていただくこと、地域の旅行業界、飲食・宿泊業界の一助となるよう行政書士として関わるのが大切だろうと考えたもの

です。

15名の会員参加をいただき、近日の状況や今後の課題、予定等を歓談しひと時の安らぎを感じた癒しの会となりました。多くの参加者がいつもの日常を願っていましたが、当面の厳しさをお互い感じながらも今後の希望を持って会のお開きとなりました。

なお、会場の「ゆめつづり」では多くの宿泊者が来館しており、県内外から例年と変わらずのお客様の入りとなっていることを聞きいろいろと考えさせられました。

③ 冬期間に入り収まっていたコロナ禍がぶり返し、今後の支部研修会や支部総会の検討に大きな影響が出てきました。少しでも多くの会員が参加できる方法を役員等で考え、次年度にきれいな形でバトンタッチ出来ればと頭を悩ませる日々が続いております。





## 10年を省みて

富山支部 久 郷 巖

行政書士登録証の日付が平成22年12月1日。

独立開業の決意を固めてから10年が経ってしまいました。10年前、プライベートでは、長女が短大1年生、長男が高校1年生、二男が中学2年生と、一番経済的に苦しい時期でした。この先の収入の安定を考える毎日でした。

そんな中でも、登録同期の仲間に恵まれたこと、また先輩方に可愛がっていただいたことで、ストレスフリーの状態です仕事を開拓していくことができましたと思っています。

今でも覚えています、最初のお客様は私が関わっていた団体の理事の方からで、会社設立業務でした。もともと、司法書士事務所の補助者をしていたので、手続きに関しては何の心配もなく業務を終えることが出来ました。それから、その理事の方の紹介で何件かの仕事を依頼されるようになりました。

こんなことを考えると、仕事は追いかけてはダメ、お客さんとの信頼関係を深めていくことで仕

事の幅が広がっていくのが実感できました。

開業当初は、入ってくる業務は何でも引き受けていましたが、4年くらいたった時に、許可を取るのに大変困難な事案に遭遇しました。

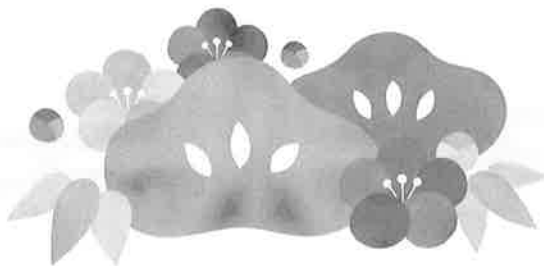
その業務を何とか完了させた頃から、同じような事案が続くようになり、今ではその業務の割合が多くなってきています。

お客様からの紹介、またそのお客様からの紹介といった感じで同じような業務が増えてきています。

業務を絞ったほうが良いとか、得意とする業務を作ったほうが良いとか言われることがありますが、それはお客様が決めることだと思っています。

行政書士は、個人事業主だが、「お客様という有能な営業マン」に支えられながら事業展開できる。ということを念頭に置き、これから日々の仕事を通じて信頼を得ることができるようにしていきたいと思っています。

今後ともよろしくお願い致します。



## 自筆証書遺言書保管制度

中新川支部 新 鞍 隆 司

令和2年7月10日に創設された自筆証書遺言書保管制度について紹介します。

### 一 相続に関する民法の改正及び遺言証書に関する民法の規定

#### 1 相続に関する民法の改正 遺言証書関係

自筆証書遺言の方式緩和

平成31年1月13日施行

#### 2 遺言証書に関する民法の規定 抜粋

(普通の方式による遺言の種類) 967条

遺言は、自筆証書、公正証書又は秘密証書によってしなければならない。

ただし、特別の方式によることを許す場合は、この限りでない。

(自筆証書遺言) 968条

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。

### 二 自筆証書遺言書保管制度

#### 1 自筆証書遺言書保管制度が創設された経緯

相続に関する民法の改正の関連として創設された。

#### 2 根拠法

法務局における遺言書の保管等に関する法律

通称「遺言書保管法」令和2年7月10日施行

#### 3 遺言書保管法の主な規定 抜粋

(趣旨) 1条

この法律は、法務局における遺言書（自筆証書によってした遺言に係る遺言書をいう。）の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするものとする。

(遺言書保管所) 2条

遺言書の保管に関する事務は、法務大臣の指定する法務局が、遺言書保管所としてつかさどる。

(遺言書保管官) 3条

遺言書保管所における事務は、遺言書保管官（遺言書保管所に勤務する法務事務官のうちから、法務局又は地方法務局の長が指定する者をいう。）が取り扱う。

(遺言書の検認の適用除外) 11条

民法第1004条第1項の規定は、遺言書保管所に保管されている遺言書については、適用しない。

#### 4 遺言者の手続き

(1) 遺言者が遺言書を預ける。(遺言書の保管の申請)

- ① 自筆証書遺言に係る遺言書を作成する。
- ② 保管の申請をする遺言書保管所を決める。

\* 保管の申請ができる遺言書保管所は、次のいずれかを管轄する遺言書保管所

- ・遺言者の住所地
- ・遺言者の本籍地
- ・遺言者が所有する不動産の所在地

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になる。

- ③ 遺言書の保管申請書を作成する。

- \* 申請者は、法務省 HP からダウンロードして作成することができる。
- ④ 遺言書保管所に出向き、保管の申請をする。
  - \* 申請者が持参するものは、
    - ・遺言書、保管申請書、添付書類、本人確認書類。
    - ・手数料は、1 通3,900円
  - \* 遺言書保管官は、民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認（全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等）を行う。
 

なお、遺言書保管官は、遺言書の内容について、相談に応じることはできない。

保管された遺言書の有効性を保証するものではない。
- ⑤ 保管証を受け取る。
 

保管証には、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載されている。
- (2) 遺言者が預けた遺言書を見る。（遺言書の閲覧）
  - ① 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める。
    - \* 閲覧の請求ができる遺言書保管所は、
      - ・モニターによる閲覧
 

全国のどの遺言書保管所でも
      - ・遺言書原本の閲覧
 

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみ
  - ② 遺言書の閲覧の請求書を作成する。
  - ③ 閲覧の請求をする。
    - \* 閲覧の請求ができる者は、遺言者本人のみ。
  - ④ 閲覧をする。
- (3) 遺言者が預けた遺言書を返してもらう。（撤回）
  - ① 遺言書の保管の申請の撤回書を作成する。
    - \* 保管の申請の撤回ができる者は、遺言者本人のみ。
  - ② 撤回し、遺言書を返してもらう。
- (4) 遺言者が変更事項を届け出る。（変更の届出）

- ① 変更届出書を作成する。
    - \* 変更の届出ができる者は、遺言者本人、本人の親権者、成年後見人等の法定代理人
  - ② 変更の届出をする。
- 5 相続人等の手続
- (1) 相続人等が遺言書が預けられているか確認する。（証明書の請求）
    - ① 交付の請求をする遺言書保管所を決める。
      - \* 全国のどの遺言書保管所でもできる。
    - ② 遺言書情報証明書の交付請求書を作成する。
      - \* 交付の請求ができる者は、相続人、遺言執行者等、受遺者等、親権者、成年後見人等の法定代理人
    - ③ 交付の請求をする。
    - ④ 遺言書保管事実証明書を受け取る。
  - (2) 相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する。（証明書の請求）
    - ① 交付の請求をする遺言書保管所を決める。
      - \* 全国のどの遺言書保管所でもできる。
    - ② 遺言書保管事実証明書の交付請求書を作成する。
      - \* 交付の請求ができる者は、相続人、受遺者等、遺言執行者等、親権者、成年後見人等の法定代理人
    - ③ 交付の請求をする。
    - ④ 遺言書情報証明書を受け取る。
  - (3) 相続人等が遺言書を見る。（遺言書の閲覧）
    - ① 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める。
      - \* 閲覧の請求ができる遺言書保管所は、
        - ・モニターによる閲覧は、全国のどの遺言書保管所でも
        - ・遺言書原本の閲覧は、遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみ
    - ② 申請書の閲覧の請求書を作成する。
    - ③ 閲覧の請求をする。
    - ④ 閲覧をする。

# 会員のひろば

## 6 利用状況 法務省民事局（単位：件）

年月	保管申請	保管件数
令和2年7月10日 ～9月30日 累計	6,948	6,909

## 7 日本行政書士会連合会の対応 同会 HP 抜粋

日行連発第497号 令和2年8月7日  
各単位会長 様

日本行政書士会連合会  
会長 常住 豊

法務局における自筆証書遺言  
書保管制度について（通知）

については、法務省民事局より以下の趣旨が確認されたのでご報告いたします。

- ・法に基づく各種の申請等については、任意代理はできない。
- ・法に基づく各種の申請等に関して必要となる書類は、司法書士法第3条第1項第2号が定める「法務局又は地方法務局に提出する書類」に該当するため、これらの作成は司法書士の専属業務に当たる。
- ・遺言書情報証明書の交付請求書（法第9条第1項）及び遺言書保管事実証明書の交付請求書（法第10条第1項）の作成は、各士業者が各士業法の規定する業務の遂行に当たってこれらの書面を第三者に提出する必要が現に存在する場合には、正当の業務に付随して行う業務に当たるものとして、司法書士法第73条第1項には抵触しない。

## 参照

- ・法務省 HP
- ・法務省民事局「自筆証書遺言書保管制度のご案内」

## 追記

私は、令和2年7月16日、富山地方法務局魚津支局に、遺言書の保管の申請を行い、保管された。



## エジプトと富山県の観光共通点 ダム・しんきろう + 水のエレベーター

下新川支部 飯 村 芳 雄

＝一昨年、訪問したエジプトについて「エジプトと富山県の観光共通点」を書いてみました。

新型コロナウイルス問題が収束した時には、海外・日本の各地から富山県を訪問して頂き、観光を楽しんで頂きたいものです。(行政書士の皆さんも観光し、「富山県の観光再発見」そして富山県のPRを)＝

一昨年4月、エジプト(正式名:エジプト・アラブ共和国)を訪問しました。(2度目)

今回はナイル川クルーズとアスワン・ハイ・ダム、アブシンベル神殿、ギザの三大ピラミッド、スフィンクス、エジプト考古学博物館等の観光。

この旅行で、ガイドを務めたのが、エマード・エルガブリーさん。東京都知事 小池百合子さんと同じカイロ大学を卒業し、2012年度、日本の旅行会社主催の「ガイド・オブ・ザ・イヤー」で世界45か国代表の日本語ガイド総勢189人の中から、世界第一位になったという素晴らしいガイドであり、日本語を流ちょうに話していた。

アスワン・ハイ・ダムの解説では「1970年にナイル川の氾濫を防止すると共に12基の水力発電装置によって、2.1GWの電力供給が可能になった。日本には、富山県に黒部ダムがある」と。

ダムへ行く途中、「この地平線にしんきろう

が見られることがある。日本では富山県の魚津市で富山湾・黒部市・富山市方向に見られる」と。

エジプトと日本を比較しながら、「ダム・しんきろう」の解説をされた。

このように、具体的に都道府県名を上げられたのは、富山県だけであった。

もう一点、エスナ水門、ここでナイル川がせき止められ、6Mの水位差をパナマ運河のように、注水、排水の繰り返しで通過する。ここは船での通過で、ガイドの解説を聞くことは出来なかったが、富山市の中島閘門と同じ仕組みの「水のエレベーター」で、日本で体験出来るのは、中島閘門だけである。

この様に、エジプトと富山県の観光共通点は、「ダム・しんきろう」+「水のエレベーター」等であり、観光し、「富山県の観光再発見」、PRを。

エジプト・アラブ共和国は中東(アラブ世界)および北アフリカにある共和国。首都はカイロ。

国名	人口(2018年)		面積	
エジプト	9,842万人	増加傾向にある	100.1万km <sup>2</sup>	日本の2.65倍
日本	12,720万人	減少傾向にある	37.8万km <sup>2</sup>	

川名	全長	流域					
ナイル川 世界最長	6,650km	エジプト・スーダン・エチオピア・ケニア・南スーダン・コンゴ民主共和国・ウガンダ・ルワンダ・ブルンジ・タンザニア(10カ国を流れる)					
信濃川	367km	神通川	120km	庄川	115km	黒部川	85km

ダム名	着手年	竣工年	ダム形式	堤高	堤頂長	堤体積
アスワン・ハイ・ダム	1960年	1期 1964年 2期 1970年	ロックフィルダム	111m	3,600m	4,300万m <sup>3</sup>
黒部ダム	1956年	1963年	アーチ式コンクリートダム	186m	492m	158万m <sup>3</sup>

\*黒部ダムは、堤高:日本の全ダム中1位 堤頂長・堤体積:日本のアーチ式ダム中1位

## 王国への申請取次 生涯の仕事

下新川支部 宮 崎 寿 朗

この10年、受任件数は数えるほどなので行政書士を名乗ること自体、忸怩たらざるを得ないのですが、来たる10年はもう少しその名に恥じぬよう頑張ります。かぎは、日ごろ読んでいる聖書の次の一節にあると信じております。

「王国と神から見て正しいことをいつも第一にきなさい。そうすれば、こうしたほかのもの（生活上必要なもの）全て、あなたたちに与えられます。」（マタイ6：33、新世界訳）

「王国」とは何でしょうか。大正時代の文語訳では「天國」、昭和期の口語訳や新共同訳では「神の国」となっていますが、英語聖書の定番、410年前のジェームス王欽定訳では、the kingdom of Godとなっています。私はこれを神が建てた王制の政府のことと理解しています。

「神から見て正しいこと」とは、欽定訳では his righteousness で、口語訳・新共同訳とも「神の

義」と訳しています。意識すれば「神の基準」くらしいの意味でしょう。

この10年、王国と神の道徳基準を第一にする点で私には大いに反省すべきことがあり、行政書士としても私生活でもさんざんでした。現在は生活態度を改めて、先に引用した教えをかなりの程度実践しております。結果として仕事の受注も相次ぎ、さすがイエスの教えは真実だと実感しているところです。

さて前述のように the kingdom of God が現実の政府だとすれば、この政府に提出するいわば「書類の作成」こそ私がライフワークとしたい仕事なのです。その政府への入国にからむもろもろの申請取次や相談を報酬を得ずにお引き受けしたい。そのことを「第一に」するなら、きっと「ほかのもの」についても受任できるはずです。もちろん行政書士倫理を遵守した上で。



## 10年目に思うこと

高岡支部 穴倉 明子

自宅の敷地に小さな事務所を設けて10年が経ちました。開業何年目にあたるかなど、全く意識していなかったのですが、恥ずかしながらこの度の寄稿依頼で気づいた次第です。

何を書こうかと改めて事務所を見渡し、10年前工事に入っていた知り合いの業者の方に、「5年続けば10年続くと思う」と、冗談交じりに話していたことを思い出しました。当時、氷見市には行政書士資格だけで開業された先生はいらっしゃいませんでした。ネットで少し調べれば簡単に情報に辿り着ける時代に、なかなか厳しい現実があることも本会の先輩から伺ってのことでした。結局、福祉の資格と合わせて、元々関心があった成年後見（権利擁護）の分野を主な柱としてきての今日があります。

権利擁護を突き詰めるほどに、社会の在り方、地域の在り方、まちの在り方に目が向くようになりました。そこで、「もっと一人ひとりがもつ特技や知識、知恵、技能などが生かされる機会が欲しい」、「よろず相談ができる場づくりをしたい」

等々の思いに至り、試行錯誤の末、賛同してくれた仲間と2年前より『異ノウ種交流会』なるものを開催してきました。開催にあたり本会の会員の方でご協力、ご参加くださった先生方には、この場を借りてお礼申し上げます。昨春からの新型コロナウイルスの発生とその感染拡大防止により、なかなか再開の目途が立っておりませんが、必ずや開催いたしますので、その折には是非ご参加いただければと思います。

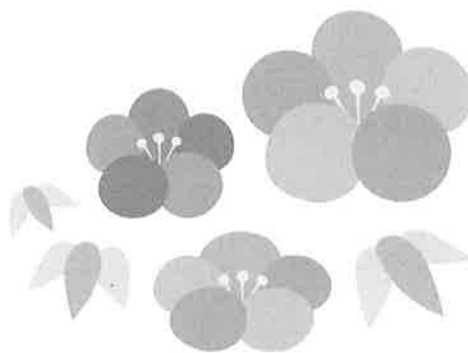
昨秋、某新聞社のフリー冊子の記事で見掛けた建築家を目指す学生の言葉がとても印象に残っています。

まちづくりって、

『他者をとことん思いやることだった』

おそらく、社会にあるほとんどの職業のベースにあって、忘れてはならないことのように思います。

今回の寄稿で、うっかりと過ごしてしまいそうだった10年目を振り返るよき機会をいただきました。多謝





# 新入会員の紹介



富山支部

中崎 和久

ご挨拶 令和2年10月に行政書士会に入会させていただきました。

経営上、法務上、税務上の課題解決に耳を傾けて、行政書士としての責務を果たしていく所存でございます。

諸先輩方のご指導ご鞭撻のほど、よろしく申し上げます。



富山支部

千田 隆之

ご挨拶 この度行政書士会に入会させていただきました千田隆之と申します。

行政書士会に入会させていただき誠にありがとうございます。

これからも色々なことを学び吸収しながら街の法律家として困っている方のお役にたてるように精進してまいります。

諸先輩方のご指導ご鞭撻のほど何卒よろしく申し上げます。



中新川支部

堀田 潤

ご挨拶 令和2年11月に入会させていただきました。

私は5年ほど前より、社会保険労務士として活動しています。

日々、様々な経営者と関わらせていただく中で、時々、行政書士の業務分野についてご相談をいただく機会が見られるようになりました。

そして、担うことのできる業務の幅と見識を広げたいと考え、行政書士の登録に至りました。

行政書士として、少しでも多くの方々に、気軽にお声がけいただき、ご期待以上にお役に立てる存在になれるよう、研鑽に努めてまいります所存です。どうぞよろしくお願い申し上げます。



# 会員の異動

## 新入会員

(どうぞよろしく)

支部	No.	氏名	登録年月日 入会年月日	登録番号 会員番号	郵便番号	事務所の所在地	TEL	FAX	摘 要 電子メールアドレス
富山	182	千田 隆之	2.9.15 2.9.15	20242002 1053	930-0014	富山市館出町1丁目4番地10号	(090)5178-4790	(076)441-9703	税
富山	183	中崎 和久	2.10.2 2.10.2	20242095 1054	939-8096	富山市西大泉1番地32号	(076)421-7542	(076)421-5261	税
中新川	31	堀田 潤	2.11.15 2.11.15	20242420 1055	930-0275	中新川郡立山町利田668番地7	(090)1393-4652		社

## 事務所変更

(変更箇所のみ)

支部	No.	氏名	変更年月日	郵便番号	事務所の所在地	TEL	FAX	摘 要 電子メールアドレス
高岡	84-1	吉田 裕幸	令2.7.31	939-0918	高岡市大坪町1丁目2-31	(0766)73-2405	(0766)73-2405	所在地変更 TEL・FAX 番号変更
富山	144	吉村 征一郎	令2.7.31	930-0996	富山市新庄本町一丁目5番24号			所在地変更
富山	106	中川 文男	令2.7.31			(076)435-3791		電話番号変更
富山	60	左近 三夫	令2.9.15	939-8003	富山市西公文町11番16号			所在地変更
富山	77	澁谷 隆	令2.9.30	930-0955	富山市天正寺1067	(076)422-6810	(076)422-6824	氏名変更 TEL・FAX 番号変更
高岡	49	室崎 外志行	令2.10.30		高岡市下麻生3602番地			所在地変更

# 退会者

ごくろうさまでした

支部	No.	氏名	廃業年月日
富山	14	堀江 行一	令2.9.30
富山	52	前田 明	令2.9.30
富山	111	佐藤 一夫	令2.9.30

# ご逝去

つつしんでご冥福をお祈りいたします

支部	No.	氏名	死亡年月日
中新川	6	堀田 宗晴	令2.12.14



## 事務所訪問



### 川西国際行政書士事務所にお邪魔しました！

広報部 藤田 勝久

今回は、富山県行政書士会法規部長の川西孝昭先生の事務所へお話を伺いにまいりました。



— 川西先生といえば事務所名にもあるように国際業務という印象なのですが、国際業務を中心にしようと考えたのはなぜですか？

今般の入管法改正前から、これからの日本は外国人が増えていくだろうが、それをサポートする行政書士が少ないのではないかと感じていました。これは全国的なことであって富山県に限った話ではありません。

将来的に誰かがやらないといけないと考えた時に、大きな不安はありましたが、方向転換をして「自分がこの道でやろう」と決めました。

— 国際業務を行う際に大変だと感じることは何ですか？

「国際業務」と聞くと外国語で苦勞していると思われがちですが、実際は分かりやすい日本語や簡単な英語でも対応できます（大切な話のときには通訳者も呼びますが）。

また、私の場合は企業からの依頼が多く、その業種も様々です。打ち合わせの中でその業種の専門用語が飛び交います。ある程度はその業界の知識を持って話したいと思うと、法律以外の勉強をすることも多く、その点は苦勞します。

その他にも、特定技能の申請では特に、労働法はじめ社会保険制度などの関係法令を知らないといけないので入管法以外の横断的な勉強もする必

要があり、楽しいけれど、大変です。

あとは、在留期限ギリギリで相談に来られる方も少なくはないのでスピードが求められます。

— やりがいについてはどうですか？

申請者が言っていることが真実であるということを入管に示すため、理由書と併せて証拠を提示するなど、立証過程で燃えますね（笑）。

許認可業務だと提出書類はあらかじめ決まっているものが多いですが、国際業務では既定の申請書や添付資料だけでは済まない事例が多いです。

立証義務は申請人側にあるので、その手伝いができることにとてもやりがいを感じます。

また、外国人にとって「在留資格は命の次に大切」とも言われるほど、許可されるかどうか不安に思う外国人が多いです。そのときに頼ってもらい、許可が出たときには喜んでもらえる、私自身とても嬉しくなります。

— これからの“行政書士”について、どのようにお考えですか？

私は27歳で登録しましたが、例えば学生が就職先を選ぶ中で、行政書士として開業することも選択肢になるような未来になってほしいです。

たとえ地盤・看板・靴がなくても、二十代で行政書士になるということに十分な魅力があるということが、広く伝わってほしいと思います。

私は地盤・看板・靴は全くありませんでした（笑）。

「行政書士の仕事が好きで、夢であった行政書士になり10年。今は、諸先輩方と行政書士会の会務もできていることがとても幸せです。」と笑顔で話す川西先生がとても印象的でした。

大変お忙しい中、貴重なお話をいただきありがとうございました。

# 県政連だより

富山県行政書士政治連盟 会長 星野克己



令和3年の新春を迎え、謹んでご挨拶を申し上げます。

日頃、会員皆様には富山県政治連盟の事業運営に対し、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年6月から12月までの本連盟の活動状況について、報告致します。

1. 富山県知事選挙においては、6月23日自民党県連本部を訪問し、石井氏への推薦状を持参致しました。

8月21日 檄文・推薦書を持参し、石井隆一選挙事務所を訪問致しました。

8月23日 事務所開きに出席致しました。

10月8日には石井氏の出陣式に出席致しました。

10月25日の選挙にて新田八朗氏が新知事に選

出されましたので、翌日26日に、新田八朗選挙事務所へ当選祝いの挨拶のため、訪問致しました。

2. 8月5日 ANA クラウンプラザホテル富山において、たばた裕明君を励ます会が開催され、総会および励ます会（講師 森山裕自民党国会対策委員長）に出席致しました。

3. 9月16日 菅内閣の発足により、本連盟顧問の野上浩太郎参議院議員が農林水産大臣に就任されました。心よりお祝い申し上げます。

12月10日 東京にて、野上大臣を常任日行連会長や大塚日行連副会長その他理事の方々と一緒に表敬訪問し、農林水産業の施策における行政書士の活用促進についてお願い致しました。

その後、大塚会長と議員会館を訪問し、富山県選出の国会議員の先生方へ挨拶廻りを致しました。



## 活動状況の報告

コスモスとやま支部長 森田 幸



コロナ災禍の中でのコスモスとやまの詳細な活動状況は、第85号で報告させていただきました。その後の活動状況報告は第87号においてご報告いたしたいと存じます。

昨年9月7日(月)のコスモス富山県支部の第10回定時総会は、平成24年3月21日(水)午後2時半からの設立総会で行政書士とともに歩む「皆様のコスモスとやま」が誕生してから9年目にあたります。来年の令和4年3月には満10歳となります。したがって昨年度(昨年8月から)は10周年の準備、10年の締めくくりとなり、今年度中3月には新たな10年への旅立ちの時を迎えます。発足当初は、現本会野崎名誉会長、現本会大塚会長の下12名の会員でキックオフし、現在は33名の仲間、富山県民の福祉の向上はもとより、成年後見を柱として行政書士としての資質の向上と業務領域の拡大を目指して活動しています。

現在、世界全体としての方向は、昨年度の基本方針でお示ししましたように、SDGs(CSV化)です。日本ではそれに連動する「Society5.0」「DX」の推進が、「IoT」「AI」のワードとともに経済の面から標ぼうされています。また私的生活面、地縁コミュニティの面から「共生社会の実現」が謳われています。ただ日本の社会はもちろん一つですから経済面からの思いと生活面からのそれが一体化しなければ有効な政策は打てません。その結果、既得権や保身の前に改革は進みませんでした。

そういう中、今回のコロナ災禍が日本の社会改革に待ったなしの状況を突きつけました。そして国民の意識は間違いなく変わりつつあります。それが最も端的に表れたのが、デジタル部門です。今後間違いなく急速にデジタル化が推進されます。コスモスとやまもその波に乗っていきます。

もちろん、コスモスとやま丸は、No one left behindです。全員を乗せて全員の力を合わせて、そして富山県行政書士会の皆さま方の深いご理解とご協力の下、次の時代に向かいます。

支部長として当支部の方針を決定する際のよりどころ(スローガン)は次の3点です。

- (1) Where there is a will, there is a way. 意志あるところ道あり。
- (2) Think Globally, Act Locally. 地球規模で考え、足もとの地域で汗をかく。
- (3) SDGs (No one will be left behind. Transformation, Innovation.)

Innovationは何かを変革する意味で良く知られた言葉です。例えば社会を変革するとかです。でもSDGsでも言っている変革は「自己の意識改革」です。つまりTransformation(Xformation)です。人として最も難しい「自己意識改革」をし、パラダイムシフトをしなければ明日はないとSDGsは言っています。そのような意味でも今回のコロナ災禍を転じて福と為すには、自らの組織を変革し個々の成年後見業務スキルを飛躍的に向上させることが必要となります。幸いコスモスとやまは、新しい人(歳ではなく加入が)が多くこれからを期待できると思います。今年度はこれまでの10年を総括し、これからの10年にバトンタッチをする大事な年度です。そのために「With corona」コロナ災禍の中にあっても「After corona」の混乱の中にあっても、何らかの形で節目となるイベントを来年度は行いたいと思っていますので、宜しくご協力の程お願いいたします。

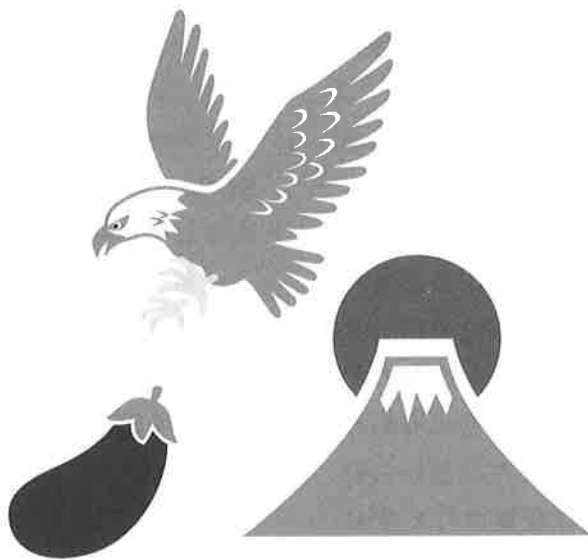
2016年夏「シンゴジラ」が日本にやってきた。その春は熊本県地震がありその5年前には東日本大震災があった。縦割りの官僚組織は機能せず、政治はいつものように何も決められない。有識者

## コスモス通信

の無能ぶりはもちろん言うに及ばず。そのような中、異端者を抱え込める日本のゆとりが幸いした。若き内閣副官房長官矢口蘭堂（長谷川博己）（現野上浩太郎大臣は当時副官房長官で全国的な話題になった）は、各分野の異端者を集めゴジラに立ち向かう。戦い済んでゴジラは去っていった（死んだとは言えない）。そして、人類はゴジラとともに生きざるを得ないことを理解した。ゴジラとの共存である。それから4年、コロナがやってきた。コロナのようなゴジラはいつも身近に存在

する。それを認め、そのうえで生きることは不屈の精神が必要です。これからのコスモスとやまの運営にも覚悟が必要だと思います。その覚悟を胸にひめ、グローバルにもものを観、足元でローカルに活動する意識が今後必要です。そうすれば、意志あるところには必ず道は開けると、先人は言っています。信じましょう。

これからも私たちコスモスとやま会員は、富山県行政書士会の皆さま方とともに歩んで参ります。今までに増して、宜しくお願い致します。



事 - 務 - 局 - だ - よ - り

◇令和2年


月	日	曜	行 事	出席人数
8	3	月	第3回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）大岩委員長ほか	3
	5	水	たばた裕明を励ます会（富山市）大塚会長ほか	2
	12	水	富山県屋外広告物講習会（富山市）久郷企画研修部長	1
			新規登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長	1
	19	水	新規登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長	1
	22	土	特定行政書士考査（本会会議室）川淵考査責任者ほか	2
	28	金	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9
9	2	水	変更登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長	1
	3	木	第4回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）大岩委員長ほか	5
	4	金	行政書士試験会場挨拶及び下見（富山大学工学部）大塚会長ほか	3
			支部長・広報部・法規部監察部門合同会議（富山県民会館）大塚会長ほか	21
	15	火	「広報月間」県各課・新聞各社訪問（富山市）大塚会長ほか	6
	16	水	変更登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長	1
			70周年記念事業特別委員会（本会会議室）大塚会長、伊井委員長ほか	11
	25	金	第5回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）大岩委員長ほか	3
部長会議（本会会議室）大塚会長ほか			9	
28	月	業務研修（富山県民会館）星野企画研修部副部長ほか	51	
10	1	木	広報月間無料相談会（本会会議室）大塚会長ほか	6
	2	金	広報月間無料相談会（本会会議室）大塚会長ほか	6
	6	火	行政書士制度70周年記念座談会（本会会議室）大塚会長、伊井委員長ほか	12
	7	水	第6回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）大岩委員長ほか	5
	12	月	変更登録事務所調査（高岡市）寺井高岡支部長	1
	14	水	新入会員研修（富山県民会館）大塚会長ほか	20
	16	金	広報月間無料相談会（総曲輪グランドプラザ）大塚会長ほか	15
	18	日	特定行政書士考査（富山市）川淵考査責任者ほか	2
	23	金	日行連と中部地方協議会各単位会との連絡会（福井市）大塚会長ほか	3
	27	火	変更登録事務所調査（富山市）澤田富山支部長	1
			総務部会（本会会議室）大塚会長ほか	10
	28	水	令和2年度行政書士試験監督員会議（富山県民会館）村田試験場責任者ほか	40
	30	金	部長会（富山県民会館）大塚会長ほか	9
11	4	水	上半期会計監査（本会会議室）大塚会長ほか	6
	8	日	令和2年度行政書士試験（富山大学）大塚会長・村田試験場責任者ほか	40
	9	月	第7回申請取次行政書士管理委員会（本会会議室）大岩委員長ほか	3
	10	火	総務部・法規部合同会議（本会会議室）大岩総務部長、川西法規部長ほか	9
			総務部・広報部合同会議（本会会議室）大岩総務部長、飯野広報部長ほか	8
			広報部会（本会会議室）飯野広報部長ほか	9
	12	木	丁種封印受託研修及び考査（本会会議室）奥村封印管理委員長ほか	7
	16	月	丁種封印管理委員会指定研修（富山県総合情報センター）奥村封印管理委員長ほか	46
	18	水	アジア高度人材受入セミナー（富山第一ホテル）大塚会長ほか	40
19	木	富山市空き家対策官民連絡会議（富山県民会館）久郷企画研修部長	1	


月	日	曜	行 事	出席人数
11	25	水	富山市空き家無料相談会（八尾公民館）中村企画研修部副部長	1
			70周年記念事業特別委員会（本会会議室）大塚会長、伊井委員長ほか	12
	27	金	行政書士セミナー（高岡法科大学）大岩総務部長ほか	7
			部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9
12	3	木	富山市空き家対策無料相談会（富山市まちなか総合ケアセンター）吉村企画研修部員	1
	4	金	専門多職種連携セミナー（富山県総合福祉会館サンシップとやま）中村企画研修部副部長	1
	7	月	中部地方協議会担当者会議（オンライン会議）大塚会長ほか	3
	10	木	北陸地区所有者不明土地対策連絡協議会講演会（北陸地方整備局）久郷企画研修部長	1
	14	月	広報部会（本会会議室）飯野広報部長ほか	8
	15	火	部長会（本会会議室）大塚会長ほか	9
理事会（本会会議室）大塚会長ほか			21	




# Go To キャンペーンについて聞かれたときのヒント！

新型コロナウイルス感染症により、新設された Go To キャンペーン。その概要をお伝えします。各種問い合わせ等にご利用ください。(2021年11月現在) 概要の変更や、募集が終了しているものもあります。



Go To トラベル キャンペーン事業 (宿泊事業者)													
担当	国土交通省 観光庁 Go To トラベル事業コールセンター												
目的	失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させる												
対象者	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第1項に規定する旅館業(下宿営業を除く。)を営む施設、住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出に係る住宅又は国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第13条第1項の認定を受けた事業を営む施設												
登録申請パターン	<p>【県内第三者機関登録団体】</p> <p>(一社)氷見市観光協会 (B) 黒部宇奈月温泉観光局 (B) (一社)南砺市観光協会 (B) 立山山麓観光旅館組合 (C) シェアハウス富山 (B)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>参照区分</th> <th>パターンA 旅行会社・予約サイトからの予約のみを取り扱う場合</th> <th>パターンB 直接顧客で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合</th> <th>パターンC 直接顧客で、宿泊事業者が第三者機関を経由して給付金の申請を行う場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者機関</td> <td>不要</td> <td>必要</td> <td>必要</td> </tr> <tr> <td>登録方法</td> <td>情報登録</td> <td>給付枠申請</td> <td>情報登録</td> </tr> </tbody> </table>	参照区分	パターンA 旅行会社・予約サイトからの予約のみを取り扱う場合	パターンB 直接顧客で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合	パターンC 直接顧客で、宿泊事業者が第三者機関を経由して給付金の申請を行う場合	第三者機関	不要	必要	必要	登録方法	情報登録	給付枠申請	情報登録
参照区分	パターンA 旅行会社・予約サイトからの予約のみを取り扱う場合	パターンB 直接顧客で、宿泊事業者が給付金の申請を行う場合	パターンC 直接顧客で、宿泊事業者が第三者機関を経由して給付金の申請を行う場合										
第三者機関	不要	必要	必要										
登録方法	情報登録	給付枠申請	情報登録										
申請・登録方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報登録：給付金対象商品の対象施設になり、且つ、地域共通クーポン配布箇所になるための登録</li> <li>給付枠申請：給付金対象となる商品の提供及び給付枠の配分を受けるための申請</li> </ul>												
加盟申請期間	2020年9月8日(火)～(随時受付)												
事業期間	■～2021年3月15日(月) ■対象商品期間～2021年1月31日(日) ※チェックアウト2月1日(予定)												
申請先	URL : <a href="https://biz.goto.jata-net.or.jp/">https://biz.goto.jata-net.or.jp/</a> 												
問合せ先	Go To トラベル事業コールセンター TEL:0570-017-345 (平日10:00～19:00)												


Go To トラベル キャンペーン事業 (地域共通クーポン)	
担当	国土交通省 観光庁 Go To トラベル事務局
目的	失われた旅行需要の回復や旅行中における地域の観光関連消費の喚起を図るとともに、ウィズコロナの時代における「安全で安心な旅のスタイル」を普及・定着させる
Go To トラベルとは	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国内旅行を対象に宿泊・日帰り旅行代金の35%を割引</li> <li>○宿泊・日帰り旅行代金の15%相当分の旅行先で使える地域共通クーポンを付与</li> <li>○国の支援額(旅行代金割引+地域共通クーポン)は、1人1泊あたり2万円が上限(日帰り旅行は、1万円が上限)</li> <li>○利用回数の制限なし</li> </ul>
加盟登録資格	貸切バス、ハイヤー・タクシー、レンタカー、フェリー、飲食業、物品販売業など幅広い業種に対応 ※「飲食店」については、Go To Eatキャンペーン事業の登録を受けていることを証する書類の提出が必要
クーポン	紙クーポン(1000円)と電子クーポン1,000円から5,000円(1,000円単位)がある。
注意点	使用期間が短い 旅行期間のみ その都道府県及び隣県のみ(富山県の場合、富山、石川、岐阜、新潟、長野) 紙クーポンと電子クーポンを選択(両方可) 後日清算要。
加盟申請期間	2020年9月8日(火)～(随時受付)
事業期間	■～2021年3月15日(月) ■対象商品期間～2021年1月31日(日) ※チェックアウト2月1日(予定)
申請先	URL : <a href="https://biz.goto.jata-net.or.jp/">https://biz.goto.jata-net.or.jp/</a> 
問合せ先	Go To トラベル事業コールセンター TEL:0570-017-345 (平日10:00～19:00)

# お知らせ

Go To Eat キャンペーン事業（食事券）	
担当	農林水産省 富山県Go To Eatキャンペーン事務局
目的	感染予防対策に取り組みながら頑張っている飲食店を応援し、食材を供給する農林漁業者を応援するもの
Go To EATとは	消費者が、富山県内の郵便局（※富山西郵便局及び福野郵便局を除く）にて食事券（8千円で1万円分）を購入、県内飲食店の食事に利用 富山県100万冊発行【1冊1,000円券×10枚】お一人様1回あたり2冊まで購入可
加盟登録資格（審査あり）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●富山県内に店舗を有する事業者</li> <li>●日本標準産業分類（平成25年10月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店であり、かつ、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ている店舗。</li> <li>●風俗営業を行っていないこと。</li> </ul>
注意点	お持ち帰り専門店や、デリバリー専門店は登録不可 コロナ対策が必要 清算要
加盟申請期間	～2021年2月26日（金）
事業期間	■食事券販売期間：～2021年1月29日（金） ■食事券利用期間：～2021年3月31日（水）
申請先	URL： <a href="https://www.toyamagotoeat.jp/apply/">https://www.toyamagotoeat.jp/apply/</a> 
問合せ先	富山県Go To Eatキャンペーン事務局 TEL:076-431-7591（平日10：00～17：00）

※オンライン飲食予約 Go To EAT のポイント付きの新たな予約はすでに終了

Go To イベント事業	
担当	経済産業省 Go To イベント事務局
目的	新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、地域の多様な産業に対し甚大な被害を与えており、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見極めつつ、地域を再活性化するための需要喚起が必要。感染防止を徹底し、雇用の維持と事業の継続を最優先に取り組みとともに、甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を図る。さらに、各種イベントにおいて、「新しい生活様式」に対応した事業活動の推進と定着を促していく。
仕組み	<p>イベント主催者登録とチケット販売事業者登録（両方兼ねること可）が必要</p> 
対象イベント	映画館・演劇・コンサート・参加型スポーツイベント・スポーツ試合観戦・美術館・水族館・ファッションショー等
給付額	通常価格（消費税込）の2割相当額（上限額 2,000円）
申請期間	■主催者公募 ～2021年1月15日（金） ■チケット販売事業者公募 ～2020年12月25日（金） ※予定
事業期間	～2021年1月31日（日）まで（※予定）
申請先	URL： <a href="https://gotoevent.go.jp/">https://gotoevent.go.jp/</a> 【公式】LINE Go To イベント主催者相談窓口 
問合せ先	Go To イベント事業 主催者専用窓口 TEL:0570-005-272（平日10：00～19：00）

Go To 商店街事業（通常募集）	
担当	経済産業省 Go To 商店街事務局
目的	感染拡大防止対策を徹底しながら、商店街がイベント等を実施することにより、周辺地域で喜ぶ消費者や生産者等が「地元」や「商店街」の良さを再認識するきっかけとなる取組を支援する 各地域で、消費者や生産者との接点を持つ「商店街」が、率先して「地元」の良さの発信や、地域社会の価値を見直すきっかけとなる取組を行い、地域に活気を取り戻していくことを通じて商店街の活性化につなげる
応募対象者	特定の商店街等（商店街その他の商業の集積）の活性化につながる取組を実施できる商店街組織等* *商店街組織（任意団体含む）、農工会、商工会議所、温泉街、飲食店街、民間事業者（DMO、まちづくり会社（中小企業に限る））等
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者や生産者が、地元や商店街の良さを再認識するきっかけとなるような商店街イベント等の実施</li> <li>・地域の良さの再発見を促すような、新たな商材の開発やプロモーションの制作</li> </ul>
事業実施箇所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者の所在エリア及び隣接するエリア*</li> <li>・オンラインイベント、商材開発、プロモーションの場合はエリアの制限はなし</li> </ul>
上限額	300万円×申請者数 +500万円（2者以上で連携し事業を実施する場合に限る） ※ただし、1申請あたりの上限額は1,400万円とする。 ※通常募集からは振替払いも可能になりました。
対象期間	2020年12月1日（火）～2021年2月14日（日） に開始する事業 ※2021年2月14日（日）までに事業終了すること
募集期間	予算がなくなり次第、終了
申請先	URL： <a href="https://gotoentry.meti.go.jp/">https://gotoentry.meti.go.jp/</a> ※応募申請書の書き方マニュアル追加 
問合せ先	Go To 商店街事務局 TEL:0120-304-060（平日10：00～18：00）

# Facebook ご覧いただけましたか？

今年度、SNS（SocialNetworkService）を活用した新たな広報活動として、富山県行政書士会広報部による Facebook ページを開設しております。

皆様に活用いただいております本会の『富山県行政書士会ホームページ』では、より深く充実した内容を、また今回広報部で開設する『Facebook ページ』では、より早く、広くタイムリーな情報をお届けしております。

SNS の情報は、人との繋がりによって、広まっていきます。Facebook アカウントをお持ちの方は、是非フォローしていただき、「いいね」や「シェア」をしていただければ幸いです。

なお、この Facebook ページにおいて、会員の皆様の事務所位置を簡単に検索・表示できる機能を掲載する予定です。今後、さらに掲載いただく会員の数が増えることは、大きな広報活動となります。会員皆様のお力添えを頂きますようお願いいたします。

（現在掲載されておられない方で掲載を希望される方、変更等により修正を希望される方は事務局までご連絡下さい。）

## ホームページにて 各支部の研修日程をご確認ください



ホームページでは、今年度より各支部による研修を掲載しております。  
ぜひ、ご覧いただき、積極的にご参加いただければと思います。  
今後とも、引き続きご利用いただけますようお願いいたします。

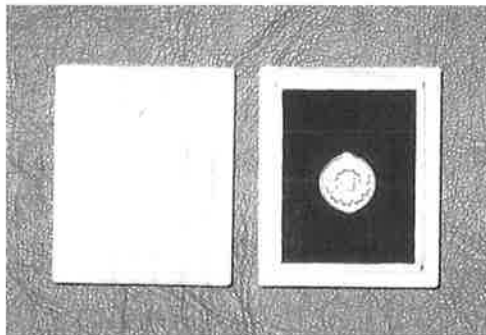
URL : <https://toyama-gyousei.org/>

ホームページ及び Facebook とも皆様からのアクセスをお待ちしております。  
※ホームページの会員ページにはユーザー名とパスワードが必要です。お忘れの方は、事務局にお問い合わせください。

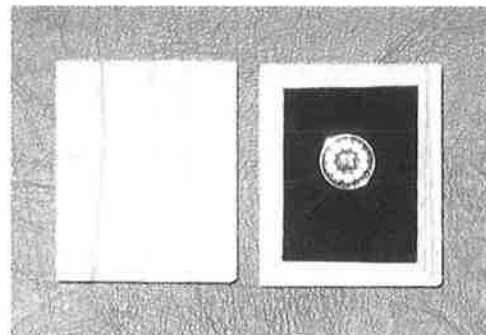
## 行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章の 取扱いについて（お知らせ）

本会では、行政書士徽章並びに行政書士補助者徽章を取扱っています。  
ご入用の方は、事務局までお申し付けください。

行政書士徽章 2,600円／1個  
行政書士補助者徽章 1,100円／1個



行政書士徽章  
(直径約 15mm 金色)



行政書士補助者徽章  
(直径約 14mm 銀色)

### \*\*\*会費の納入について(お願い)\*\*\*

会費の納入につきましては、常々深いご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。令和2年度上半期会費、令和2年度下半期会費未納の方は至急納入下さるようお願い申し上げます。

令和3年度上半期の会費は4月に納入をお願い致します。尚、自動引落制度に加入されている方は、5月上旬に引き落としさせていただきますのであらかじめ預金残高のご確認をお願いいたします。

注) 令和3年度上半期本会会費は33,000円です。

### \*\*\*会費自動引落制度の加入のお願い\*\*\*

まことに恐縮ですが、まだ加入されておられない方は、ご加入の申込をしていただきますようお願い申し上げます。

事務局へお電話をいただければ、申込書をお送り致します。

TEL 076-431-1526

# 70周年記念式典及び令和3年度定時総会 開催日のお知らせ

70周年記念式典及び令和3年度定時総会については、下記のとおり開催を予定しておりますので、予めお知らせします。

## 70周年記念式典

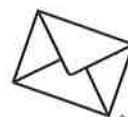
開催日 令和3年2月10日(水)  
開催場所 ホテルグランテラス富山  
富山市桜橋通り2-28

## 令和3年度定時総会

開催日 令和3年5月21日(金)  
開催場所 ホテルグランテラス富山  
富山市桜橋通り2-28



### メールアドレス登録のお願い



本会では、迅速な連絡と事務効率の向上のためメールによる連絡を推進しています。

メールにての連絡をご希望される会員の方は、以下のアドレスに、支部名、氏名をご記入の上「メールによる連絡可」としてメールを送信してくださいませようお願いいたします。

**Mail : gytmaebf@image.ocn.ne.jp**

# 年齢早見表

西暦2021年

年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢	年号	西暦	年齢
明治44	1911	110	昭和23	1948	73	昭和60	1985	36
大正元	1912	109	24	1949	72	61	1986	35
2	1913	108	25	1950	71	62	1987	34
3	1914	107	26	1951	70	63	1988	33
4	1915	106	27	1952	69	平成元	1989	32
5	1916	105	28	1953	68	2	1990	31
6	1917	104	29	1954	67	3	1991	30
7	1918	103	30	1955	66	4	1992	29
8	1919	102	31	1956	65	5	1993	28
9	1920	101	32	1957	64	6	1994	27
10	1921	100	33	1958	63	7	1995	26
11	1922	99	34	1959	62	8	1996	25
12	1923	98	35	1960	61	9	1997	24
13	1924	97	36	1961	60	10	1998	23
14	1925	96	37	1962	59	11	1999	22
昭和元	1926	95	38	1963	58	12	2000	21
2	1927	94	39	1964	57	13	2001	20
3	1928	93	40	1965	56	14	2002	19
4	1929	92	41	1966	55	15	2003	18
5	1930	91	42	1967	54	16	2004	17
6	1931	90	43	1968	53	17	2005	16
7	1932	89	44	1969	52	18	2006	15
8	1933	88	45	1970	51	19	2007	14
9	1934	87	46	1971	50	20	2008	13
10	1935	86	47	1972	49	21	2009	12
11	1936	85	48	1973	48	22	2010	11
12	1937	84	49	1974	47	23	2011	10
13	1938	83	50	1975	46	24	2012	9
14	1939	82	51	1976	45	25	2013	8
15	1940	81	52	1977	44	26	2014	7
16	1941	80	53	1978	43	27	2015	6
17	1942	79	54	1979	42	28	2016	5
18	1943	78	55	1980	41	29	2017	4
19	1944	77	56	1981	40	30	2018	3
20	1945	76	57	1982	39	令和元(平成31)	2019	2
21	1946	75	58	1983	38	令和2	2020	1
22	1947	74	59	1984	37	3	2021	0

年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日以前の年齢は「1」を引いてください。

各年号の最終年月日  
 平成31年4月30日  
 昭和64年1月7日  
 大正15年12月25日  
 明治45年7月30日

富山県行政書士会

# ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 原 稿 募 集 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

会報「行政とやま」第87号（令和3年8月）掲載の原稿につき、会員の皆様の積極的なご投稿をお待ち致しております。

## 1. 投稿内容

- ①行政書士会に対する意見、要望
- ②時事問題に関する意見
- ③事務上の参考資料
- ④文芸作品（俳句、短歌、川柳等）
- ⑤紀行文
- ⑥随筆、随想
- ⑦私の業務日誌等

## 2. 投稿方法及び字数

原稿用紙又はFAX・メールで、400字以内

## 3. 投稿期日

随時

## 4. 投稿先

富山県行政書士会事務局

※掲載については、編集担当者による、内容の一部添削、訂正可否を一任願います。

---

---

## 編 集 後 記

---

---

約2年前からスタートした私たち広報部メンバーでの最後の会報編集となりました。

広報部では、会員の皆様が少しでも興味を持っていただけるよう、これまで企画を考えてきました。会報の表紙画像の選択も関係業務を連想させるものとしていろいろと検討しましたがどうだったでしょうか。各会員事務所のマイマップ登録も進めさせていただきましたが、少しでも業務の拡大の一助になればと願っております。

今世界はこのコロナ禍の中、いろいろなものが対応を見直さなければならなくなり、生活は一変しました。私たち行政書士の業界も変化するところは変化し、この難局を乗り越えなければなりません。しかし、いつの時代であっても「国民に身近な頼れる街の法律家」でいられるよう研鑽、行動し、そしてそれらを補完できるような会報をこれからも目指していきたいと思っております。少しでも心に残るものがありましたら幸いです。

これまでの原稿へのご協力そしてご購入ありがとうございました。 (M. H)

## 《表紙の写真》

平成29年2月28日国自情第242号の2にて「封印取付委託要領」の一部改正にともない、登録業務に精通した行政書士は他人の依頼を受け報酬を得て運輸支局等に提出する書類を作成した車の封印を丁種封印受託者として施封することが出来るようになりました。

それに伴い、富山県行政書士会は平成29年8月29日付けで富山運輸支局より丁種封印の取付け委託を受けました。

現在富山県行政書士会で認定した登録業務に精通した行政書士は64名になり、封印の取付実績は許可を受けて以降、累計で1,818件になりました。(令和2年10月現在)

行政書士の自動車に関する仕事の幅は大きく広がり、益々活躍の場が広がっていくと思われまます。

---

---

## 会報 行政とやま 第86号

発行所 富山県行政書士会  
富山市丸の内1丁目8番15  
余川ビル2F  
(076) 431-1526

発行人 会長 大塚 謙二

編集 広報部

発行年月日 令和3年1月1日

---

---

印刷 北日本印刷株式会社





## 行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
  - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
  - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
  - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
  - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



あけまして  
おめでとう  
ございます




富山県行政書士会

会長 大塚 謙二

役職員一同

# 会報 行政とやま

 富山県行政書士会